

③ INDEC技術革新プログラム（和訳）

アルゼンティン共和国

経済・土木・公共サービス・事業省

経済計画事務局

統計及び国勢調査国立研究所

I N D E C

技術革新プログラム

1993年

アルゼンティン統計・国勢調査国立研究所 (INDEC)

技術革新プログラム

この計画の目的はアルゼンティン（以下「ア」国と略す）統計研究所の機能近代化のための新技術導入と、その実施作業についてのプランニング、そしてその必要性の正当化にある。この改革により当研究所は「ア」国の社会へはもちろん国家や民間企業に対しても社会自体の推移状態を正確に伝えることができ、新しい計画などの作成のためにも必要かつアップデートなデータを提供することができるようになる。

この計画はINDECの組織再編成の一部をなしており、基本的な趣旨は、当研究所スタッフの専門的なレベルの引上げ、先端技術の導入、及びそれによるサービスの向上により当研究所の水準向上を目指すことにある。

目次

1. INDEC及び国立統計システム
2. 以前の状況
3. 技術革新プログラム；変化の始まり
4. INDECとその将来の展望

立案者

INDEC所長

ヘクター・エドワルド・モンテロ博士

技術革新プログラム技術主任

技師 エドワルド・カルロス・ロペス

1. INDEC及び国立統計システム

統計・国勢調査研究所 (INDEC) は1968年に設立され、法令第 17622条及び政令第3110/70条の統制を受けている。この研究所の趣旨は全国の公的な統計活動の監督指導を行うことである。

INDECは地方統計機関 (Direcciones Provinciales de Estadística)及びその他の統計センターと共に国立統計システム (SEN) を形成しINDECがそれを統制・監督している。

INDECの役割は国勢を調査・記録して統計をとり、以下にあるような様々な分野に応用することである。

社会人口学；人口の社会的、経済的、民生統計的な情報

商業活動；輸出入の情報、及び指標計算（卸売り指数、建設相場等）

生産活動；第1次、第2次及び第3次経済分野の活動発展についての情報。この情報は国内農業統計及び経済統計、産業調査、その他のプログラムから入手する。

2. 以前の状況

他の国立機関同様、INDECは財源の不足から幾つかの活動部門での技術的な陳腐化や専門家の不足を引き起こした。

その頃すでにINDECの時代遅れの設備はもう他の様々な部門からの要求に応じられる状況ではなかった。蓄積された情報の処理は遅く、即応性に欠けていた。

この好ましくない条件下にあって種々の分野では、それに代わる解決法を求めていたが、あるものはマイクロコンピュータで、またあるものはINDECが規定していない運営針に沿った他の研究所でデータの処理を頼んでさせていた。

その様な理由でINDECはまさに無政府状態に陥っており、総合的な方針も、リソース・シェアリングも、手持ちのリソースを最大限に利用できるすべも持っていなかった。

更に市場に登場し始めた新技術を導入しようにも、乏しい資金と国の財政不足から導入できるような状態ではなかった。

国家統計の原動力であり供給元、普及者としてのINDECの役割は急激に下落した。その頃市場に大きな影響を与えるような民間企業が現れ始め、INDECが本来生産するはずであったが適切な手段がないためできないでいた情報を普及させ始めた。INDECの公的イメージは非常に低下した。

そのため抜本的な改革によるINDECの早急な改革はもう必須の条件となっていた。重要なのは、この技術革新プログラムが政府による組織再編成の一環として遂行されなければならないということであり、その対策はスタッフの再配分、階級・給与の見直し、オフィスの移動や計画業務の続行等であった。

新しい再編計画はより多くの専門業務を含むものであり、国立機関が持つ短所的な性格をできるだけ排除するものでなければならなかった。更にINDECが持つべき技術的な役割を考慮すれば、他のどんな公的かつ私的な機関と比較しても等しく有能なものでなければならぬ。

3. 技術革新プログラム；変化の始まり

ある新プロジェクトの計画や社会の推移の分析のために情報を必要としている市場（国家、公的、及び私的企業等）に応じられるような有利な地位にいるためにはINDECの機能を改良しなければならないことには疑問の余地はなかった。1991年末、この改革の必要性を確信しINDEC所長は、現状を乗り切るべく技術革新プログラムに踏み切った。

この技術革新プログラムは作業の分散化を進める方向にその基礎を置き、その中でも情報処理の

仕事はINDECのような国立機関にとっては新しいコンセプトの1つであった。

計画は現在進行中であり以下の分野に及んでいる。すなわち、コンピューター化、コミュニケーション、スタッフの訓練、ソフトウェアの標準化及び統計分析に応用できるその他の技術の分野等である。

以下の記述はINDECが遂行中の技術革新プログラムの主な特色である。

コンピューター設備

この部門はプロプライエタリ・アーキテクチャーからオープンシステムに移行したため、複数の機器及び相互に連絡し合ったサプライヤーから送られてくるソフトウェアのリソースが最も有効に利用できる。

INDECは更に各オフィスにPCに繋がる2カ所以上のネットワーク・アウトレットを持つTCP/IP下にETHERNET 10BaseTを基にした内部データ・ネットワークを導入する。

このネットワークには部門用、あるいは一般サービス用のUNIXサーバーがあり、コンピューター・センターの従来のコンセプトは廃止される。コンピューター施設の通信領域概要を図1に示す。

WINDOWSのプラットフォームとUNIXサーバーを基にして情報を入手する方法を採用する。

ネットワーク作りとサーバーの設置は現在進行しており1993年半ばには整う。

ソフトウェア使用基準

リソースを明確な規則の下に使用しなければどんな組織も有効に働かない。ゆえに、製品開発、またプログラム活用のための基準が制定され、組織で使用するソフトの決定やそれに必要なサポート及びスタッフの訓練が行われた。

上記のソフトの選択のため使用した基準は以下の通りである。

<携帯性>

INDEC及び地方統計機関に設置され、全てプラットフォーム上で使用できる機器。

<オリエンテーション>

製品の生産、開発、メンテナンスが容易なソフトが追求された。

<サポート・訓練>

INDECは選抜されたソフトを十分使いこなせるようスタッフに援助と訓練を行う。

<標準化>

共通のリソースをシェアすることで設計者従属型の組織の改良化が引き起こす問題等は発生しない。

<ソフトの分類と選択>

製品が統計的に処理される全分野（社会人口学、商業、人口調査等）用のフォーム・デザイン、データ入力、妥当化、表操作に関するプログラム開発ソフト。

ISSA-

調査分析用統合システム

計算・統計処理開発用ソフト

SPSS/SAS

非統計製品開発用ソフト

INFORMIX

データベースSQL

一般用ユーティリティ

エレクトロニック・シート

QPRO Windows/DOS

データベース

Fox Base+/Dbase III Plus

ワード・プロセッサ

Word Perfect DOS/Window Letter perfect

グラフ

Hardvard Graphics 3.0 DOS

Free Lance for Windows

ベース・ソフトウェア

オペレーティング・システム

DOS V5.0

ウィンドウズ V3.1

グラフィック・デザイン用ソフトウェア

ワーキング・プラットフォーム

WINDOWS 3.1

グラフ及びロゴ

COREL DRAW

コンポジション

PAGE MAKER

通信及び接続性

通信網の開発は技術革新プログラムの基礎となっており、また INDEC の新コンセプトでもある。

この通信網の目的は技術の転送・調整、情報の共有、また INDEC 内、INDEC と地方統計機関との間、あるいは INDEC と外部（政府・公衆など）との共同の作業ガイドラインを形成することにある。

当通信網は内部と外部の2つに分けられる。

内部通信は ETHERNET ネットワークをベースにして INDEC に内部電子メールを提供する。また特殊電子メールサーバーにより、国内や CEPAL、国連などの国政センターとの外部通信も可能

である。

外部通信は StartelのX.25パケット・ネットワークがベースである。このネットワークに INDECは25のアクセスを持ち、1つはINDECに、また他の24は各地方統計機関に繋がっている。これが国立統計システム（SEN）のデータネットワークを形成している。

このシステムによりデータ・ネットワークを通じて、地方統計機関との情報の交換が可能となり、情報処理の分散化と遠距離の技術アシストができるようになるであろう。

またこれによればINDECの情報のオンライン・データベースを発足させてパケット・ネットワークを使って国内、国外の個人ユーザーが容易にアクセスできるようになる。

サポート・訓練プログラム

この技術改新プログラムにはまず人的資源の開発が必要となる。そうすることで統計作成のための技術的リソースを最大限に利用可能となる。計画の作成者はINDEC及びSENのスタッフの専門知識レベルを引き上げるべく大掛かりな一連の教育講座を設けている。

スタッフは選択した様々なソフトウェアの使用法の訓練を受け、新しいプラットフォームが活用できるようになる。

INDEC及びSENのスタッフ用教育講座はすでに始まっている。

情報の普及に応用される新技術

INDECは機関情報はもちろん、統計情報の普及を促す製品を作ることを決定しました。

コンピューターによるアニメーション、磁気あるいは通信システムによる情報の普及、コンピュータ編集ステーションの作成などが技術革新プログラムのなかに盛り込まれている。

この分野での前進点としてはおおよそ以下のものがある。

<出版物デザインのコンピューター化>

スタッフ養成講座はすでに実行に移されグラフィック・デザインの先端技術に応用できる機器も関連部門に配属されている。

1992年には情報部門及び情報コンピューター部門のスタッフは編集用ソフトウェア（Windows, Page Maker, Corel Draw）活用の訓練を行った。これらの部門では1992年11月に機器が導入され、「1992—統計年次報告書」が作成されました。

<磁気の手段による情報の普及>

1992年初頭、「統計年次報告書」が作成され、1992年10月にはその新版が出たが、この報告書はINDECが磁気（ディスク）により作成した統計情報の中では初めてのものとなった。

<情報パンフレット>

INDECについての機能、及び提供できるデータの種類についての情報を載せたパンフレットが出版された。

<種々のイベントへの参加>

INDECの情報や機能を知らせるため、展示会、セミナーや科学に関するイベントへの参加。情報を提供する製品としてはコンピューター、CD-ROM、あるいはビデオによる発表等もあった。

データベース開発

INDECにとってはユーザーの求めに応じて情報を即座に提供できることよりデータベースを作ることのほうが先決である。以下のデータベース開発に向けてすでに対策が講じられている。

<オンライン・データベース>

ユーザーがデータ・ネットワークまたはモデムによってメニューを選びINDECからの情報が得られるようデータベース・システムを現在開発している。

<コンサルテーション・データベース>

内・外部からの情報リクエストを受けることのできるデータベース・システムもまた開発中である。

これにより受け取ったリクエスト、応答時間、リクエストの種類等についての統計を作成することが可能になる。

<外国との貿易データベース>

外国との貿易情報を扱うデータベース・システムが設計された。このためにはアルゼンティン及び国外の国立機関にある既存のデータベースが分析・調査された。

設計されたデータベースは全てコンサルタント・システムを有しておりオンラインサービス中にも組み込まれることになるであろう。

デジタル式地図作成法及びグラフィック・インフォメーション・システム

INDECは統計用の地図作成システムを持っているが、それは人口調査の手段としてだけでなくその情報ストックの地理的な参考用にも利用できる。

この技術革新プログラムは、地方には必要な技術と援助を提供するプロジェクトで情報処理の分散化を促し、またINDECの中央グループには生産性を向上させるように寄与する。

更にINDECはサテライトのデータ処理作業に取り掛かり、徐々にこれを通常の仕事の中に取り入れていく。

国立統計システム (SEN) への技術の転送

INDECはSENの頭主として、統合された全ての新技術が次々にSENの利益となるよう還元する。

このようにして、技術革新プログラムは新技術の導入と、その地方移転を促すことでリソースとソフトとが改良され、統計機関の水準を高める。

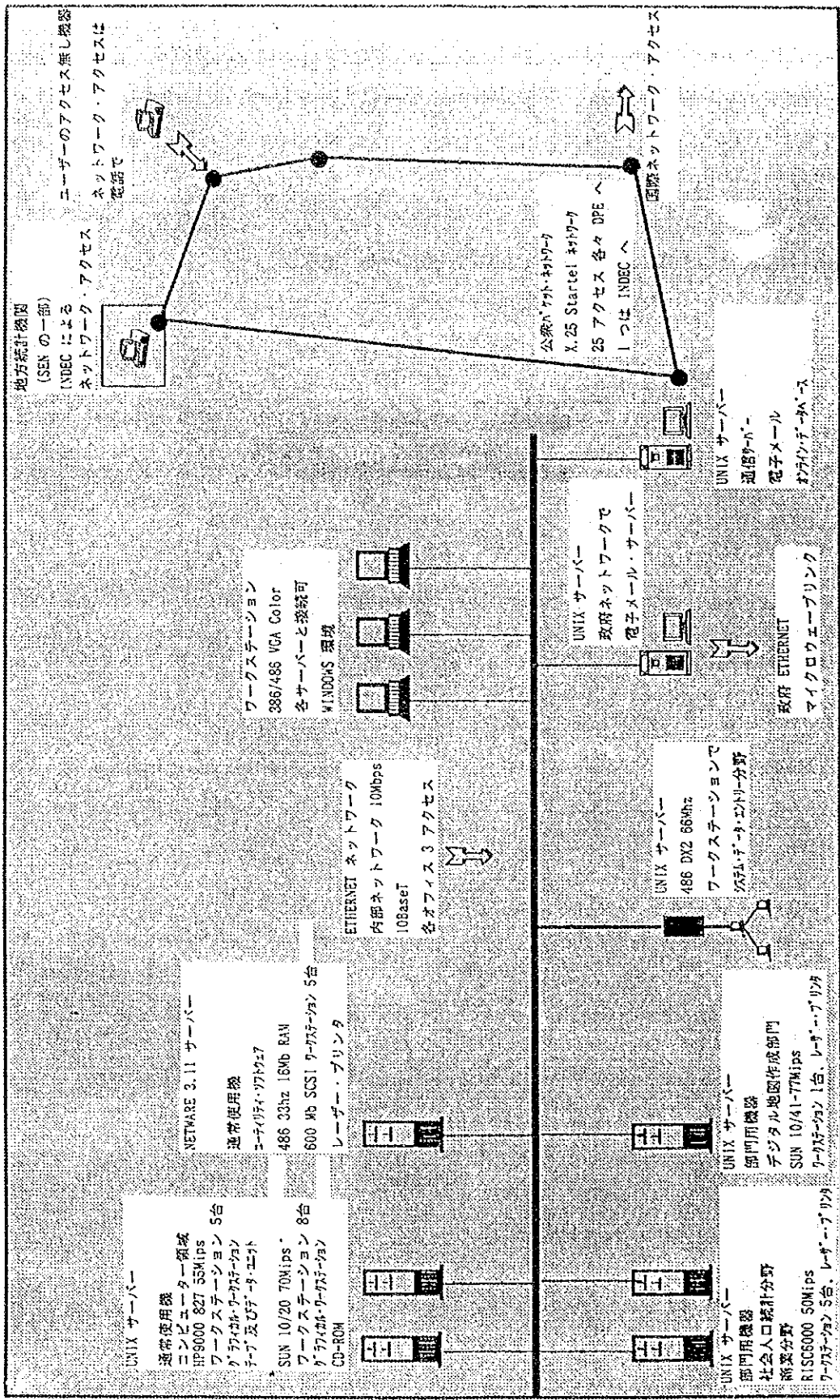
内部組織

また内部の管理・運営の仕事を援助すべく新技術を導入し手続きの改善を行う。第一段階は管理部門をコンピューター化し、スタッフ教育によりルーチン・プロダクトや使用基準等の養成を行う。

4. INDECとその将来の展望

INDECは今、まちがいなく抜本的な組織改革の時期にある（技術革新・新業務のガイドライン決定）が、これによりサービスは確実に向上するであろう。

INDEC — 技術革新プログラム 通信及び接続性



コンピュータ機器

プログラム以前
 エリア処理用分散 PC
 大半が XT/286
 ホスト IBM 3031
 60's Technology
 2 Mb RAM
 1.8Gb Mass Storage
 磁気テープ

プログラムの目標

分散処理
 各ワークステーションよりリソースへアクセス
 内部組織：管理部門
 電子メール、管理部門
 新技術の作業プログラムへの導入

コンセプト

UNIX TCP/IP ネットワーク
 UNIX サーバー 5台
 60mips 平均
 グラフィック・ステーション
 分散ワークステーション 26台
 レザー・プリンタ
 テープ・ユニット

処理

CATRIDGE ユニット
 TCP/IP ネットワーク ワークステーション 700台
 ETHERNET 10 BaseT
 各オフィスより 3 アクセス
 ワークステーションとして PC386/486

処理能力



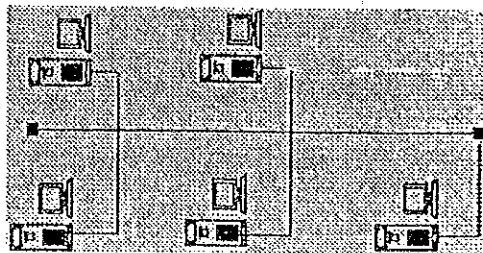
プログラムの経過

- 全管理部門のコンピューター化
- 始まったばかり
- 計算機構造の再編成
- 機器導入中
- 本年第 1 四半期中に全機種導入予定
- ネットワークの導入・配線 3 月未完了
- ネットワークステーション購入・設置
- 昨年 10 月より新技術の研究
- 新技術のサポートセンター

I N D E C — 技術革新プログラム

通信

プログラム以前	プログラムの目標	プログラムの経過
プロジェクト無し	<ul style="list-style-type: none"> — アプリケーション用情報転送サーキット — 地方統計機関よりリソース・アクセス — INDEC より DPE へのリモート・アシスト及びカレント・アプリケーション — 各地方統計機関に NSS のネットワーク構築 X.25 パケット・ネットワークにアクセス — 国内・外の電子メールのアクセス — データベース開発サポート 	全アプリケーション導入中



I N D E C — 技術革新プログラム

データベース

プログラム以前
プロジェクト無し

プログラムの目標

- INDEC 情報網の基準

データベース開発
外国貿易活動
EPH
人口統計
時期的シリーズ
農業関係
開発ベース
通信システム
Windows DOS
ISSA INFORMIX
UNIX

プログラムの経過

- 情報収集組織
- 選択ツール：
INFORMIX, ISSA
WINDOWS 開発ツール
- ニュー・コンセンサス下でのアプリケーション
のデザイン (EPH, 商業)
- 新ソフトでのアプリケーション開発訓練

I N D E C — 技術革新プログラム

新技術

プログラム以前	プログラムの目標	プログラムの経過
<ul style="list-style-type: none"> — デジタル式地図作成法 	<ul style="list-style-type: none"> — デジタル式地図作成法の分野で生産性向上 — 分散化の手続き — 衛星データ・プロセス — SIG システム開発 — デスクトップ出版レーザー・プリンタに新技術 — デスクトップ出版にコンピュータ設計 — CD-ROM、アニメなどを用いたコンピュータによる統計情報のプレゼンテーション — 磁気媒体及び CD-ROM による統計情報 	<ul style="list-style-type: none"> — デジタル式地図作成法における新技術 — 分散化研究中 — デスクトップ出版に必要な全機器完備 1992 年初め「統計年次報告書」作成 — 「統計年次報告書」は研究中の磁気媒体、CD-ROM 版で出版された最初の統計情報 — アニメ、グラフィックによるプレゼンテーションを国内・国外イベント用に開発

アルゼンティン共和国
経済・土木・公共事業省
経済計画事務局
統計及び国勢調査国立研究所

提案の「技術革新プログラム」は特に広大な領域を包含しています。

記述中にも特に注目すべき点が見受けられますが、その点につきましては技術協力に基づく貴下の援助が実に重要なものであると考えております。

「技術革新プログラム」文書の件につきまして前記の点について詳細した6～9ページ全体の記述の所見を少し述べさせて戴きます。

1. ネットワーク・連結

SCO Open Desktop、HP-UX、AIX及びSUNのプラットフォームをベースにサーバーを繋ぐETHERNETネットワークの設置が企画されているが、配備中の機器配置に柔軟性を与える技術であるこの無線電通信ネットワークについての経験は当方にまだない。

2. コミュニケーション

STARTEL社のデータ伝送公営ネットワークサービスの契約が取り交わされたが、国内（各地方機関に1つ）が25アクセス、INDECが1アクセスとなっている。

また、後者には24のロジック・チャンネルとバックアップ用電話回線が繋がっています。現在のところ、使用可能なアクセスは記述のものだけであり、しかもまだ試験期間の段階である。INDECにおいても地方機関においても、通信を可能にする技術的な問題が片付いていない状態である。

我々にはまだ設置されている通信システムの活用についての経験もなく、このネットワークが届かない場所へアクセスできるようなラジオ放送やサテライトによる通信手段に至ってはなおさらのことである。（添付図参照）

3. 養成

従来のソフトウェアを使用し養成プログラムが始まった。

INDEC共々、国内の主要機関での技術スタッフも新技術の活用を習得する必要があるが、INDECは現在のところ、懸案の技術習得プログラムを完了するために必要な方策を有してはいない。

4. プレゼンテーション

従来の電話回線による公共コンサルティング・データベースの作成が企画されている。

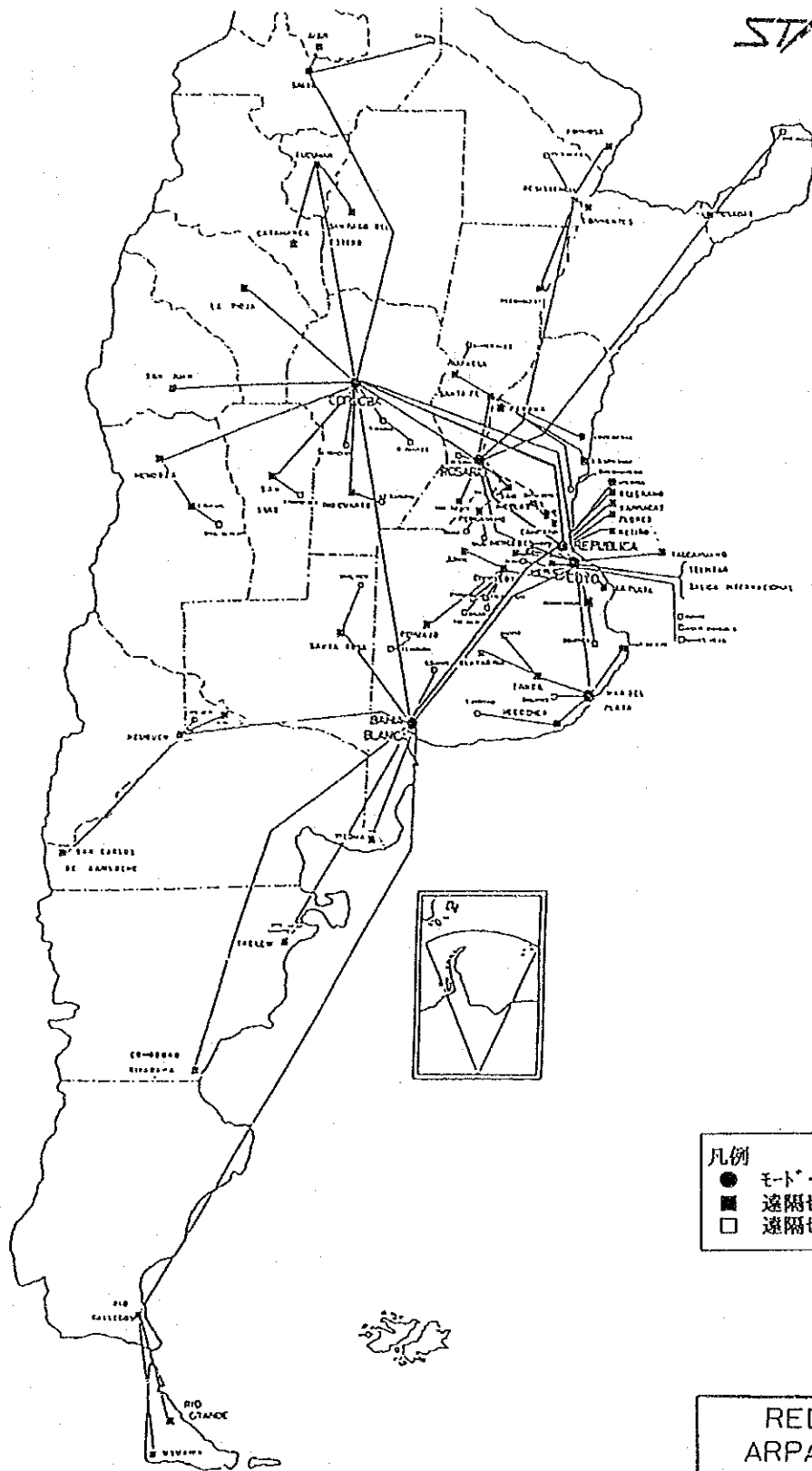
また、それに加え現在の建物の地下に一般公衆のデータ参照用にグラフィック・センターを設置する。

更に、アニメ・ビデオテープ・CD-ROM等による当機関の紹介も企画されているが、そのための技術力とそれに見合ったスタッフの養成が必要となる。

5. ストック

膨大な量の情報（印刷物、磁気テープ等）の保管法など未解決の問題にも目を向けなければならない。これについては光ディスク、マイクロフィルム、スキャナー使用等による保管方法の技術的な助言・援助が必要であると考えられる。

STARTEL





技術革新計画

本計画は、国家人口統計局 (INDEC) の近代化を図り、国家、民間企業及び社会全体にその成果、すなわち新規プロジェクトの策定時の判断材料と社会の推進に関わるビジョンを提供する目的で、新たな技術と業務形態の導入を計画すると共に、その妥当性を実証するための資料である。

本計画では、職員の技能向上、新技術の導入、及びサービスの大幅改善を図ることによって、組織の体系化を図ることを基本目標としている。

著者

Dr. Héctor Eduardo Montero
国家人口統計局 (INDEC) 局長

Eng. Eduardo Carlos Lopez
技術革新計画技術部長

1994 - 1995

INDEC

INSTITUTO NACIONAL DE ESTADÍSTICA Y CENSO
SECRETARÍA DE PROGRAMACIÓN ECONÓMICA
MINISTERIO DE ECONOMÍA Y
OBRAS Y SERVICIOS PÚBLICOS

技術革新計画 序文

国家人口統計局（INDEC）は、国内で実施される公的な統計調査活動を指導するために設立された機関である。

INDECは、各州の統計局及びその他の統計事業局と共に全国統計システム（SEN）を構成し、その統括と調整に当たる機関である。

INDECは、種々の方法（人口調査、アンケート、登録）を使って、様々な分野で応用される統計データの収集、分析、普及をその主たる業務としている。

他の国家機関と同様、INDECも国家財源の不足に起因する、各オペレーション部門における技術面の立ち遅れや専門職員不足の問題を抱えていた。

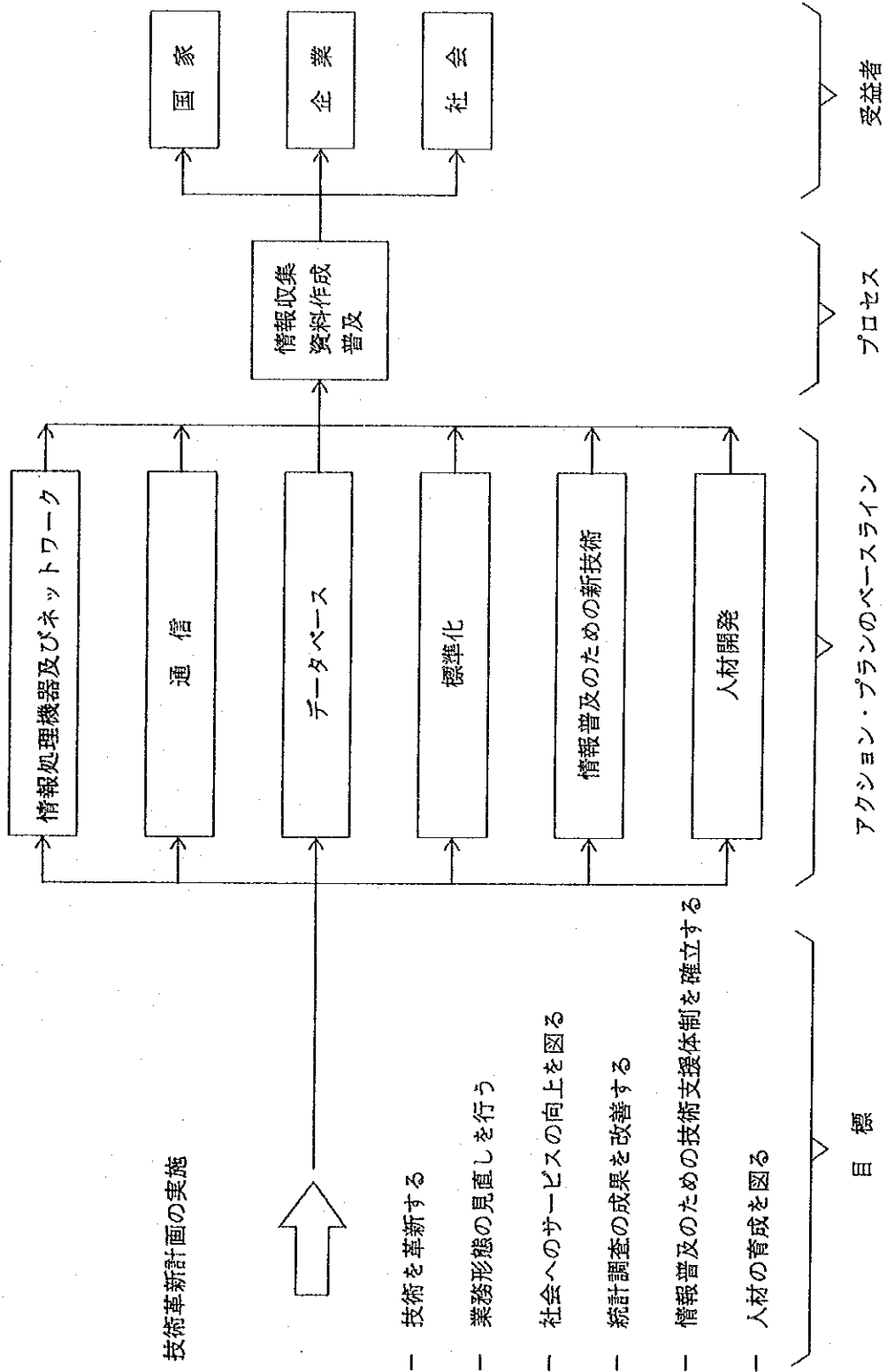
こうした状況の中で、INDECは、社会への対応と情報提供サービスの改善を目指し、新技術を体系的に導入することによってオペレーションの近代化を図るため、1992年11月から技術革新計画を実施している。

技術革新計画 目的

INDEC

本計画は、組織内の人材育成、新技術の導入、及び業務形態の再編を通して、国家人口統計局（INDEC）の近代化を図ることによって、国家、民間企業及び社会全体にその成果、すなわち新規プロジェクトの策定時の判断材料と社会の推移に関わるビジョンを提供することを基本的な目標とする。

技術革新計画
グローバル・アクション・プラン



技術革新計画 情報処理機器とネットワーク

本計画実施以前

情報処理用に PC を各エリアに設置

大部分は XT と AT286

処理能力が充分でないコンピュータ機器

1960 年の技術

本計画の目標

開放型システムを基本とした新たな情報処理体制作り

どのワークステーションからもライン内の全情報にアクセスできる

情報処理の体系化： 電子メール、OA、ソフトウェアのユーティリティの標準化
業務計画に新技術を導入する

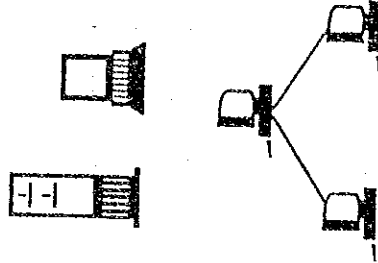
Ethernet ネットワークの設置 (10 base T, 事務所毎に 3 口)

マルチプロトコル・ネットワーク TCP/IP, IPX/SPX (500 posts 使用可能)

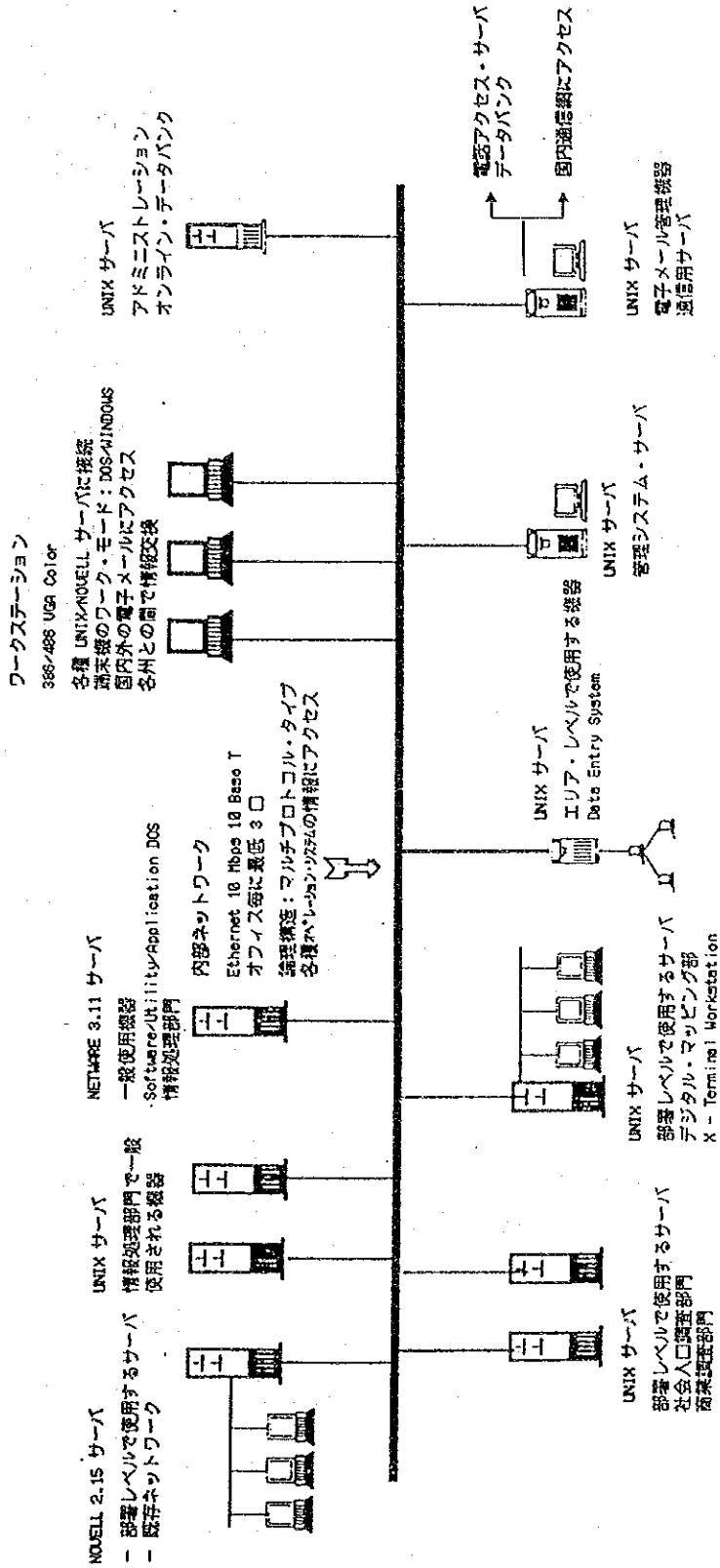
各部署の業務のためのネットワークに UNIX, NOVELL サーバ

管理業務の集中化と情報処理業務の分散化

ワークステーションとして PCS 386/486



技術革新計画 機器類とH O Y ネットワーク



情報処理体制

ローカル・コミュニケーション・ネットワーク。PC 全機種を通信網でオンライン化。
UNIX/NOVELL サーバを各地での情報処理作業に使用する。情報処理作業の分散化。

マルチプロトコル網を利用して、各ワークステーションから各種サーバに容易にアクセスできる。

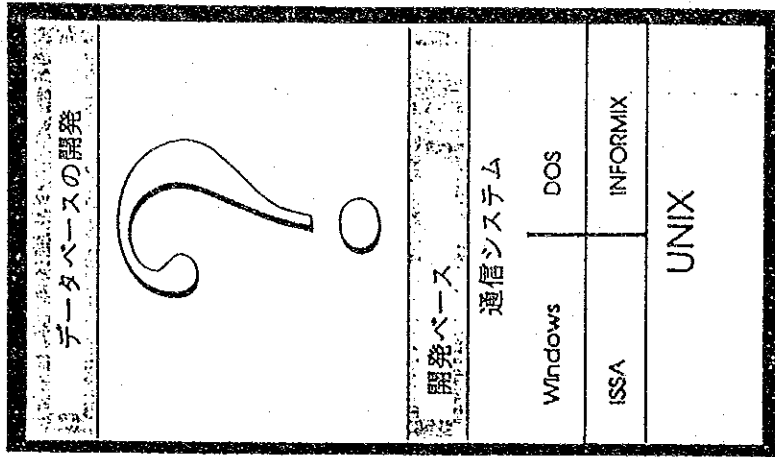
技術革新計画 データベースとソフトウェアの標準化

本計画実施以前

プロジェクトは皆無であった。

本計画の目標

- INDEC の情報処理体制を標準化する。
- 情報の収集／供給業務を組織化する。
- ソフトウェアとデータベースの標準化に必要な技術を導入する。
- プログラム設計方法を決定する。CASE ツールの使用
- 新たに導入されるツールについてプログラマーを育成する。
- 全国各地からの情報の受入れを迅速化する。
- オンライン・データベースを開発する。



技術革新計画

HOY データベース

人口調査 - 指数
海外貿易
アンケート調査
社会統計調査
新聞報道
システム管理

電話によるアクセス	X.25 アクセス	Ethernet アクセス
-----------	--------------	------------------

dbINDEC

dbINDEC
国家人口統計局データバンク

利用者がアクセスできる公的統計調査データの一例：

- INDEC製作物及び刊行物
- 新聞報道
- 各種統計情報
- 以下の各項目に関する情報：
 - 海外貿易
 - 人口及び農牧業調査結果
 - 社会統計
 - 各種指数
 - 世帯に関する定期調査結果

電子メールの利用も可能

データバンクへのアクセスはモデムあるいは X.25 を利用する
アクセス範囲は国内外



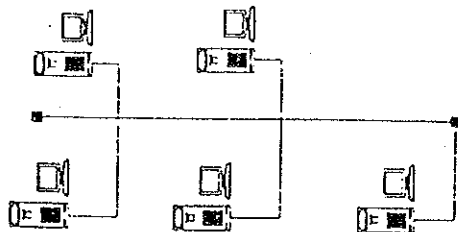
技術革新計画 通信

本計画以前

- プロジェクトは皆無

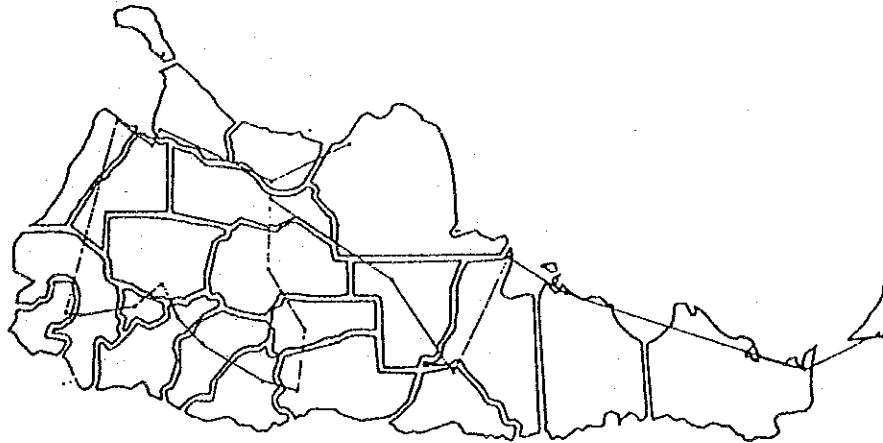
本計画の目標

- プログラム用に使用する情報の交換回路の設立
- 各州の統計部から情報へのアクセス
- INDECからDPE及び使用中のプログラムへの遠距離支援
- 全国統計システム全国通信網
各州の統計部から X.25 パケット網にアクセス (25 本)
- 国内外電子メール
- オンライン・データベース開発支援
- 電話を利用した通信網の開発



技術革新計画 H O Y 通信

INDEC 全国通信網



システム構築

各州の統計部および INDEC から X.25 を使って通信網にアクセス
全国各地から電話を利用してアクセス

サービス内容

国内電子メール
情報の送受信
dbINDEC データバンクへのアクセス

INDEC ユーザー

国内通信網に直接アクセス
電子メール、ファイルの送受信

INDEC 内部通信網

通信用サーバ
通信用サーバ
電子メール
オンライン・データベース
通信管理装置

各州の統計部 (SEN 構成機関)

INDEC ネットワークへのアクセス

電話を利用してネットワークにアクセス

国内通信網 X.25

アクセス手段を有するユーザー/団体

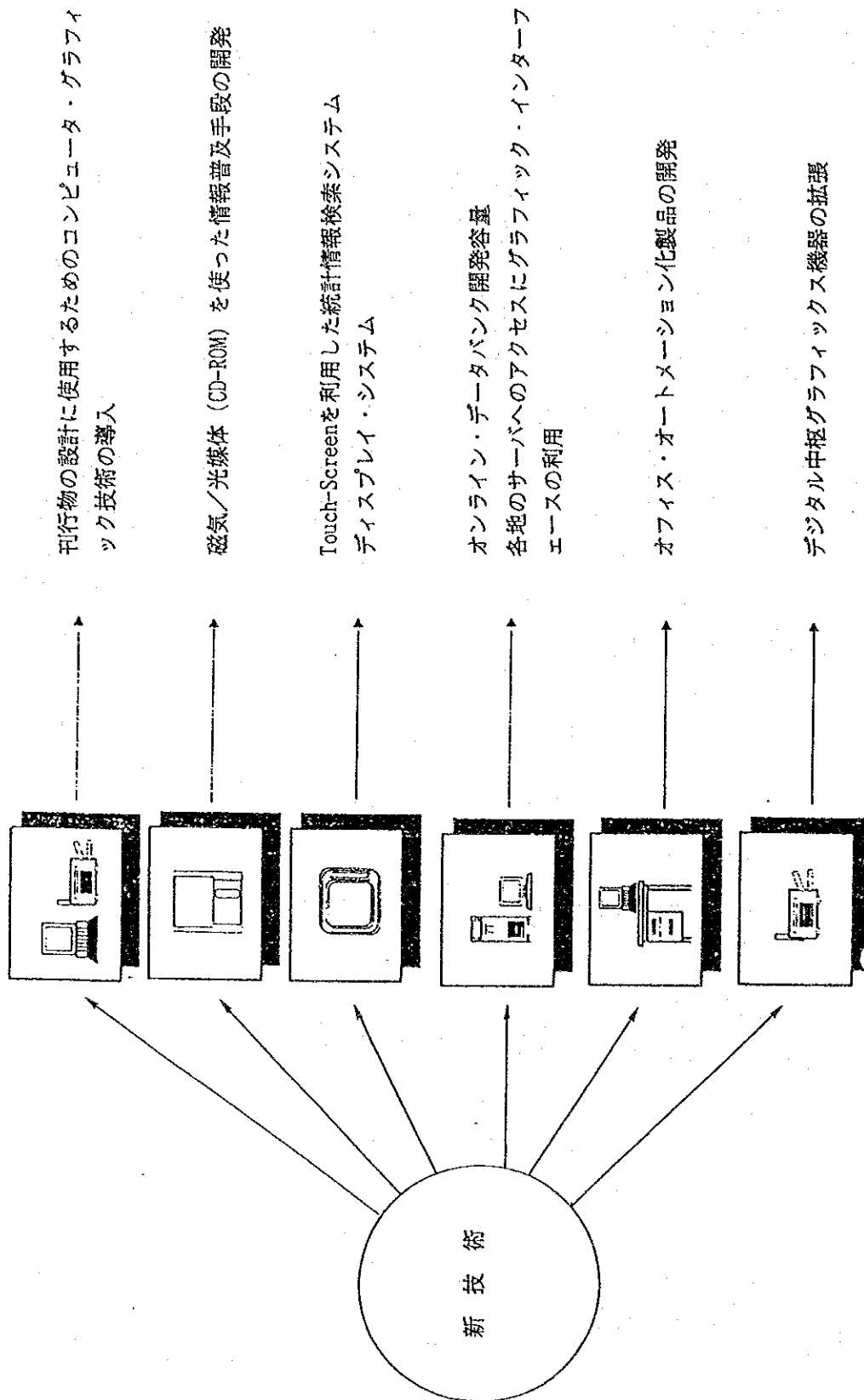
直接ネットワークにアクセス

国際情報網へのアクセス

電話回線を経由する
アクセス用高速モデム

遠距離ユーザー

技術革新計画
新規導入技術



技術革新計画 サービスに応用するテクノロジー

1993年8月、INDECは、一般市民に統計情報を提供するための新たなサービスセンターをブエノスアイレス市に開設した。

住所: Julio A. Roca 615, Buenos Aires

質の高いサービスを提供し、ユーザーに最新技術を紹介するため、以下の内容のサービス体制を設計、実施している。

統計事業に関するマルチメディア・ステーション

- ローカルな一般情報
- 各統計事業局の分布に関する情報

コンピュータ・アニメーション

統計情報に関するマルチメディア・ステーション

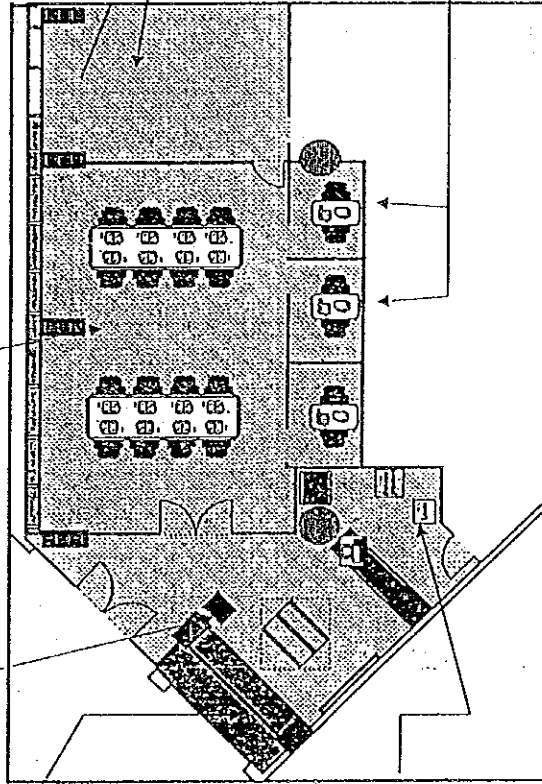
- 全国の統計情報の検索

概要

- 全線種オンライン化
- データベースを基盤とした業務
- サウンドと映像によるマルチメディア・システム
- 最新世代の設備機器

電話対応センター

- データバンクへのアクセス
- 電子メール

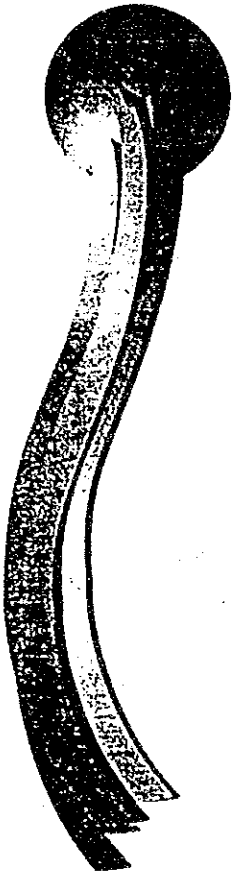


振替および代金請求システム

- ワークステーションからレーザープリンタによるデータの取り出し
- コピー機
- 税金清算

dbINDEC データバンクへのアクセス

- データバンク全体をスクロールし、検索できる一連のメニューからの情報アクセス
- プリントアウトしたデータは、税金格納所にて料金と引換に引き取る。



技術革新計画

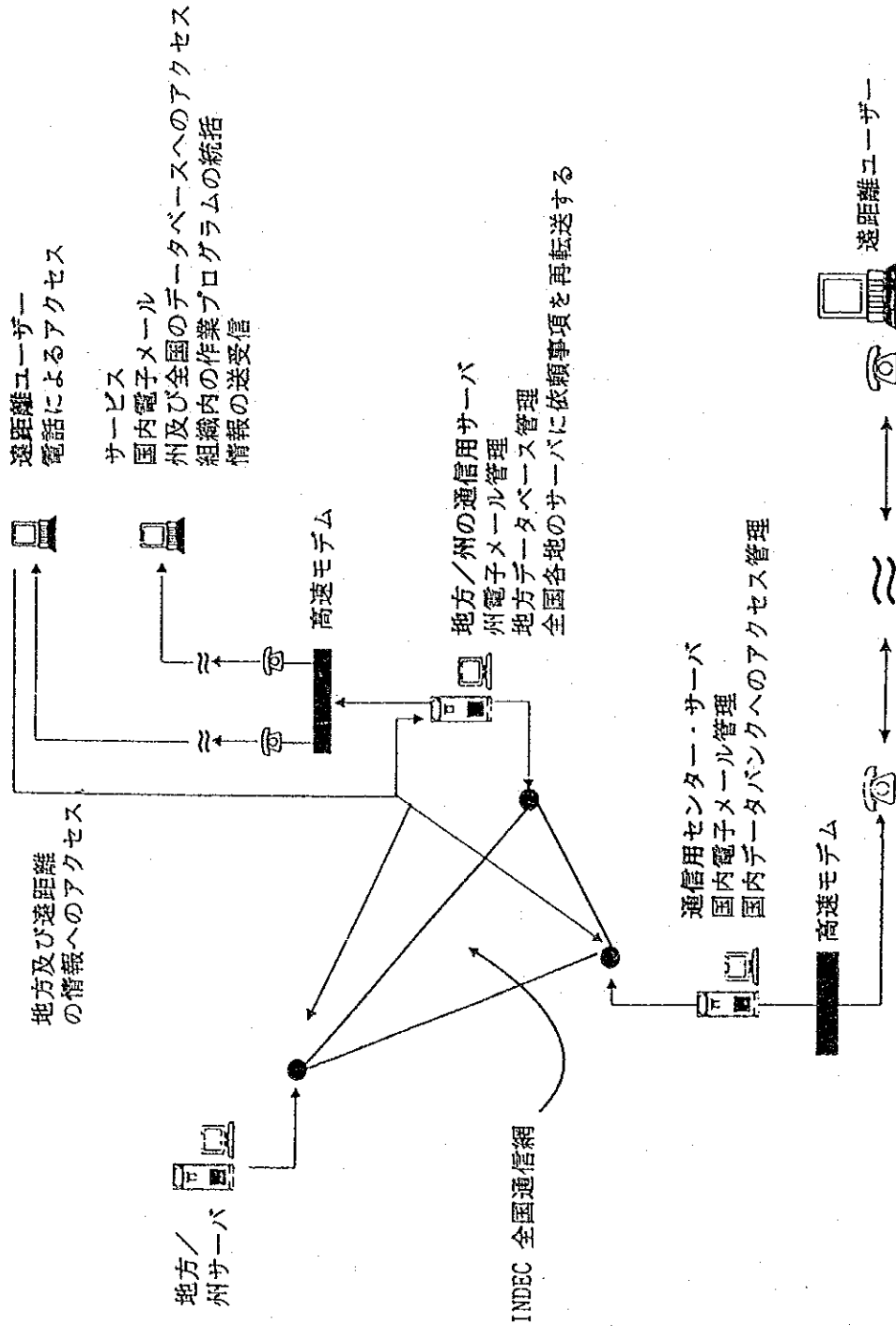
ステージⅡ

1994-1995

技術導入 目的

- 業務計画に必要な設備機器を引き続き強化する。
- マイクロコンピュータの増設
- 情報の生産担当部署のルーチン・ワーク用新技術導入に向けた共同作業
- 内部ネットワークの拡張
ネットワーク内にチャーフ/セクレタリー及びワークグループ用のステーションを設ける
ネットワークによるファックス及びモデム・サービス
- 総務及び業務システムの開発
- 組織支援のための情報処理チームの設立
- 新技術研修プログラムの拡張

全国通信網の拡張



技術革新計画 人材開発

- INDEC及びSEN職員の新規導入技術研修
- 技術研修コース及びノウハウに関するマニュアル作成
- 新規研修コースの開設
- 大学との協定による技術スタッフの確保
- 地方の施設を利用した研修プログラムの分散化

全国統計システム強化 目的

統計計画の推進、情報処理業務及び成果の作成業務を保證、効率化するための全国統計システム全体に共通する統一した技術体制を確立する。

統計サービス/テクノロジー・センターの業務開始

目的：州レベルのデータバンク及び統計業務の普及と支援に向けた通信システムを利用した州開発

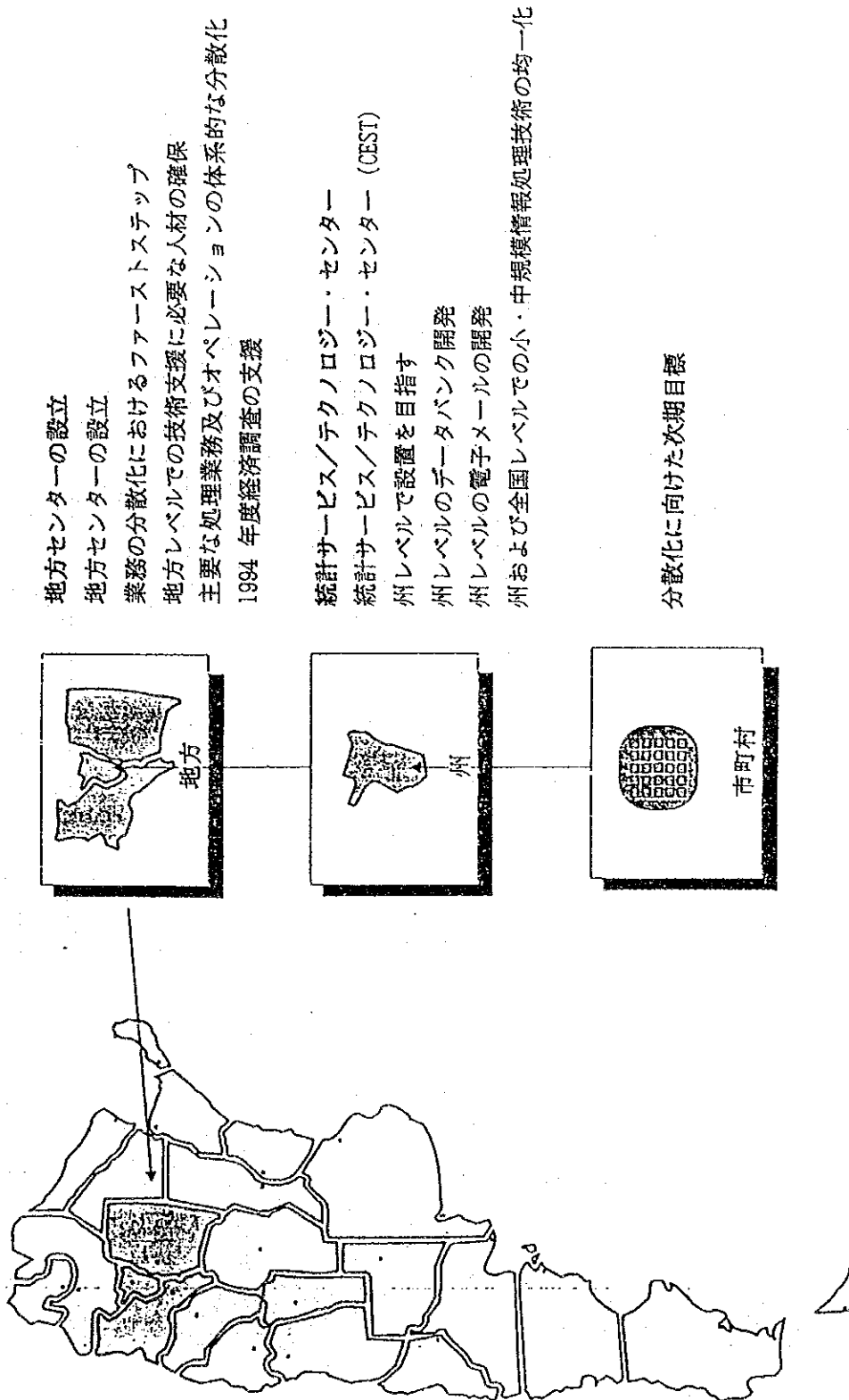
全国統計システムの人材育成/開発

大学や技術専門学校と協定を通じた技術スタッフの確保

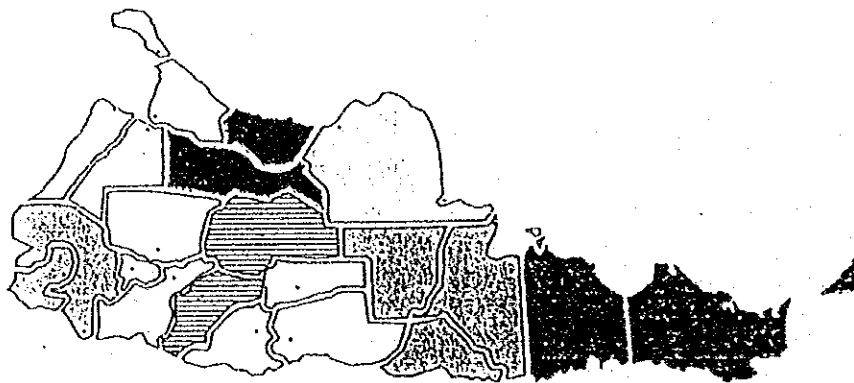
国家情報システム (SIN) の開発支援

マッピング業務のオートメーション化及びSIG開発に向けたデジタル技術の導入。

全国統計システムの強化 分散化への過程



全国統計システムの強化
地方の概要



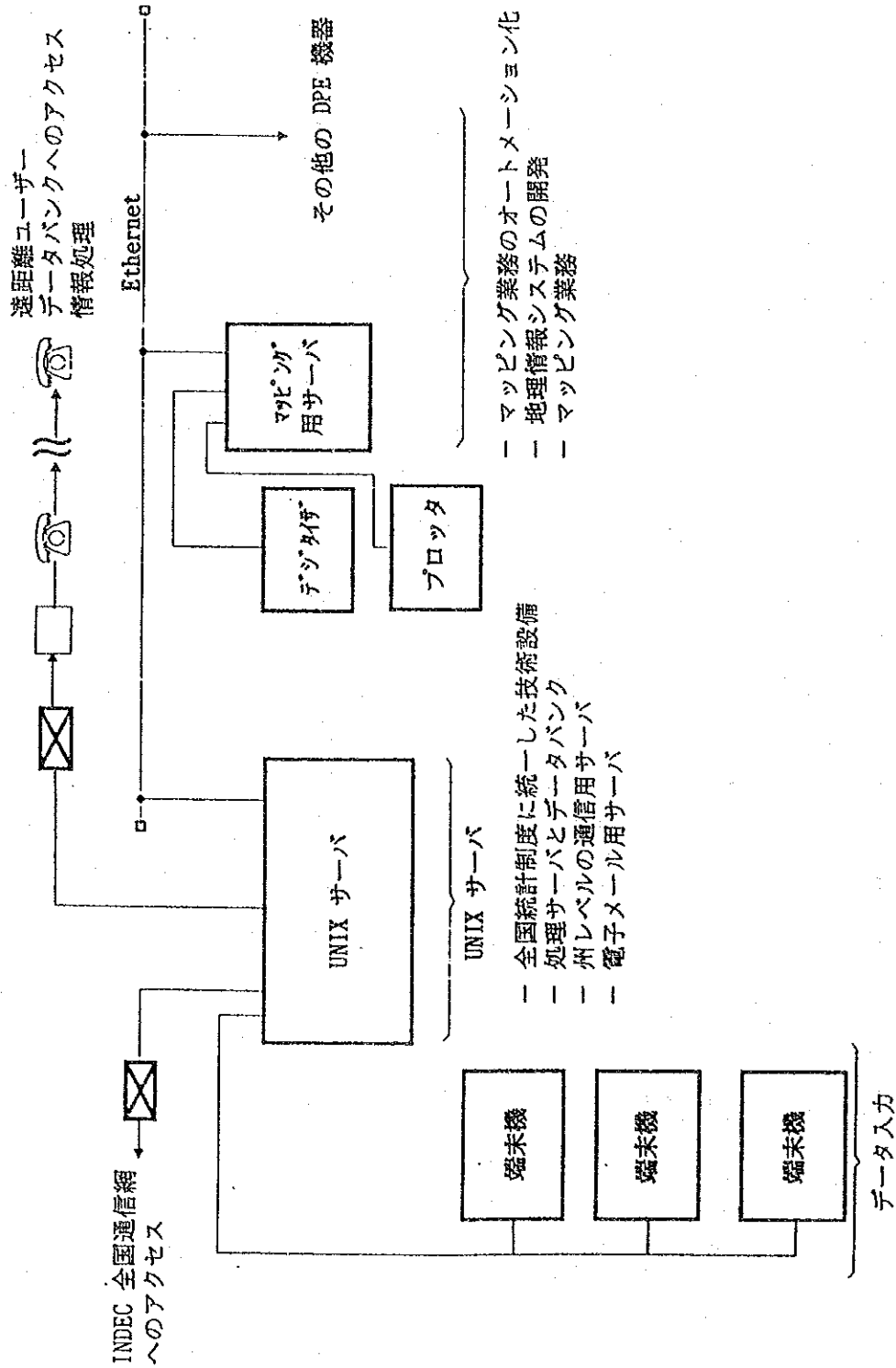
地方	州	拠 点
NOA I	Jujuy Salta	(*)
NOA II	Tucumán Santiago del Estero Catamarca	(*)
中部 I	Córdoba La Rioja	(*)
中部 II	Santa Fe Entre Rios	(*)
北東部	Corrientes Misiones Chaco Formosa	(*)
南部 I	Neuquén Río Negro La Pampa	(*)
南部 II	Tierra del Fuego Chubut Santa Cruz	(*)
Cuyo	Mendoza San Juan San Luis	(*)
ブイノスアイレス	Buenos Aires	(*)
INDEC	連邦首都	(*)

全国統計制度の強化
統計サービス/テクノロジ-センター

目標

- SEN の情報処理技術設備を統一し、唯一の技術体制を確立する。
- 分散化計画に必要な技術体制を確立する。
- INDEC が実施しているオフィス・オートメーションの利点を取り入れる。
- 1994 年度経済調査に向けた技術体制を実施する。
- オンライン化した州レベルのデータバンクを開発する。
- マッピング業務のオートメーション化と地理情報システム開発を支援する。
- 州レベルでの業務計画支援体制の分散化

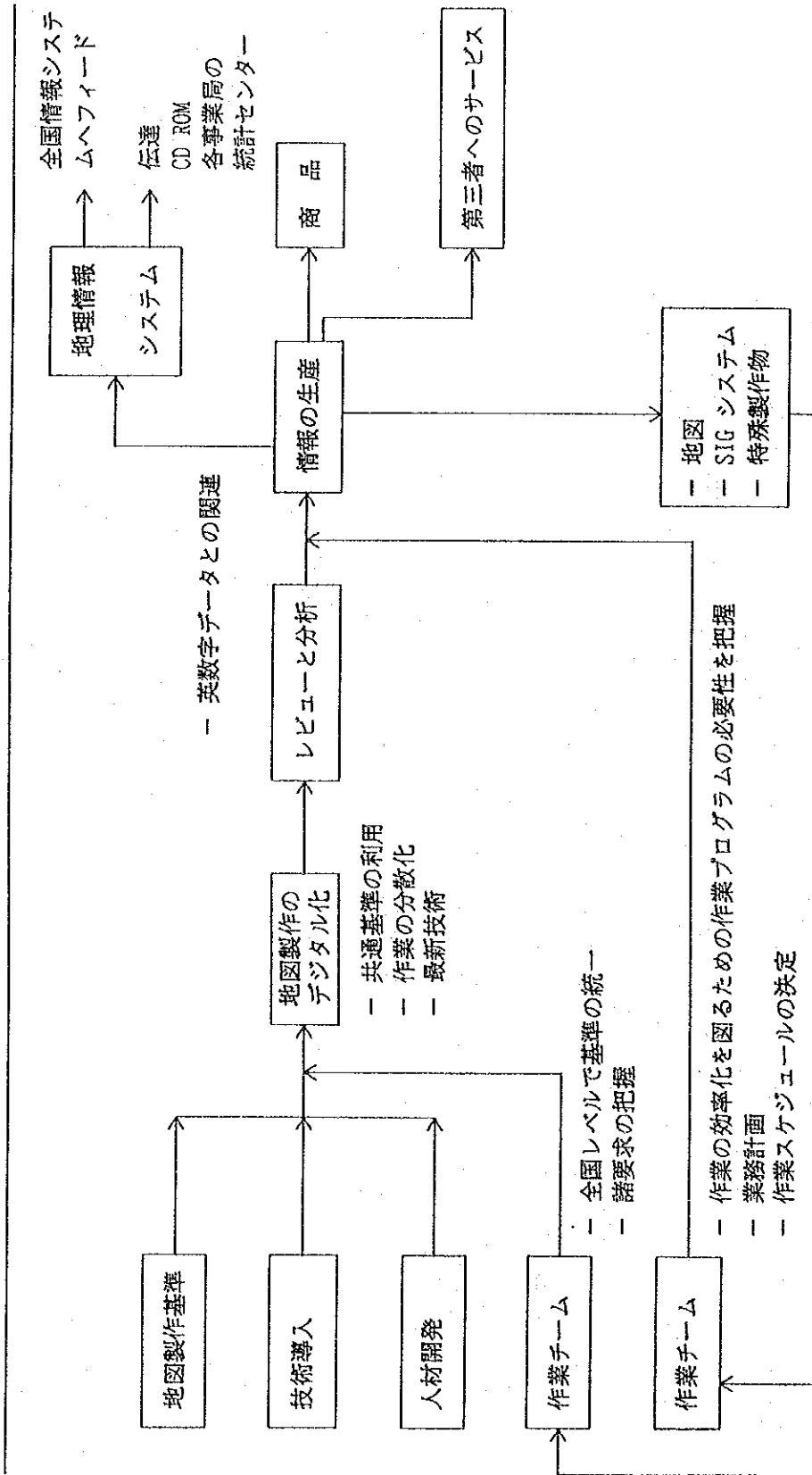
全国統計制度の強化 C E S T (統計サービス/テクノロジ・センター) の構造



全国地図製作計画 目標

- － 組織内の各エリアを統括する。
標準業務用に使うプログラムの必然性を検討し、共同作業の調整に当たる作業チームを形成する。
- － 全国レベルで方法体系及び技術準備を統一する。
諸要求の検討とその利用状況を監視するためのSEN作業チームを形成する。
- － 主題図及びデジタル・マップの定義と更新基準を決定する。
ユーザー・マニュアルと研修マニュアルを作成する。
- － マッピング業務における人材と応用技術の利用状況の最適化を図る。
- － 将来的に、標準業務に使うプログラムにおいて SIG の利用を促進する。
- － マッピング業務のオートメーション化、及び、デジタル・マッピング/SIGの開発において技術革新計画ステージIIを推進する。
- － デジタル・マッピング部門における技術導入を図る。
- － 全国レベルでマッピング・オートメーション化において本計画を実施する。
- － 州政府と協力してオペレーションの分散化を図る。

全国地図製作計画 アクション・プラン



地図製作計画 地図製作のオートメーション化

メリット

- コスト削減。当初は、大規模な投資が必要であるが、長期的に見ると、業務の迅速化により、コストの節約に結びつく。
- 地図データベースの設立。地理情報システム (SIG) 開発の支援材料となる。
- 最新の地図情報を常に維持する上で、最も実現性の高い手段である。
- 人口調査及びアンケート調査を実施する上で、新たな支援材料となる。

地図製作計画
地理情報システム (SIG)

SIG の重要性

- SIG は、特定の空間で展開される現実をモデル化するためのシステムである。
- SIG は、意思決定を促進、改善する上で有益である。
- データベース (Oracle, dBASE, Informix) と統計用ソフトの相関関係を確立できる。
- 体系的及び標準的な地図製作作業のオートメーション化が必要である。
- 統計情報の伝達の一助となる製品開発が可能となる。
- 大量な情報操作が可能である。

地図製作計画
デジタル・マッピング開発センター

デジタル・マッピング分野における高度技術センターの組織化

基本目的：

- サービスと人材開発を行う。
- 研究と標準化
- 作業プログラム用デジタル・マッピング製品を開発する。
- SIG ベースの統計情報伝達手段を開発する。

地図製作データベースを設立して、全国情報システムの開発を支援する必要がある。

SEN 構成員と定期的に技術レベルの打合せを持ち、人材育成を図る。

技術革新計画 人材開発

研修コース：1992年11月

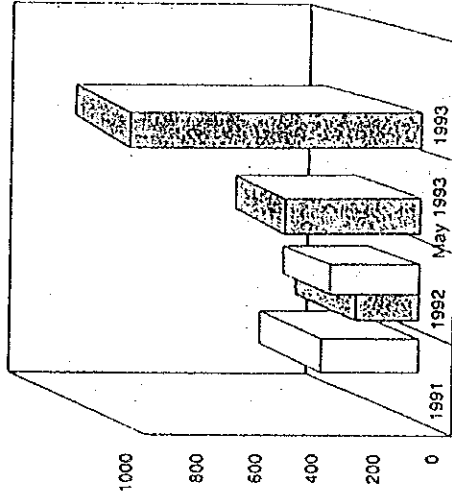
	コース数	受講者数
合計	51	800

州事業局からの出席者数：55名

研修コースの特徴

- X.25 通信を利用した研修電子メール。ネットワークの利用。通信網を利用した研修のための通信ソフト通信網の利用
- 地方レベル：新技術
- データベースと実施方法基本概念。実施方法 Informix - SQL プログラム
- ISSA アプリケーションの利用と開発
- Windows. Windows ソフト
- グラフィック・デザインとディスプレイ Page Maker - Corel Draw - Harvard Graphics
- ワード・プロセッサ - データベース電子データシート

受講者
(情報処理)



■ 技術革新計画

□ その他

技術革新計画

ステージⅡ－1994／1995

目標

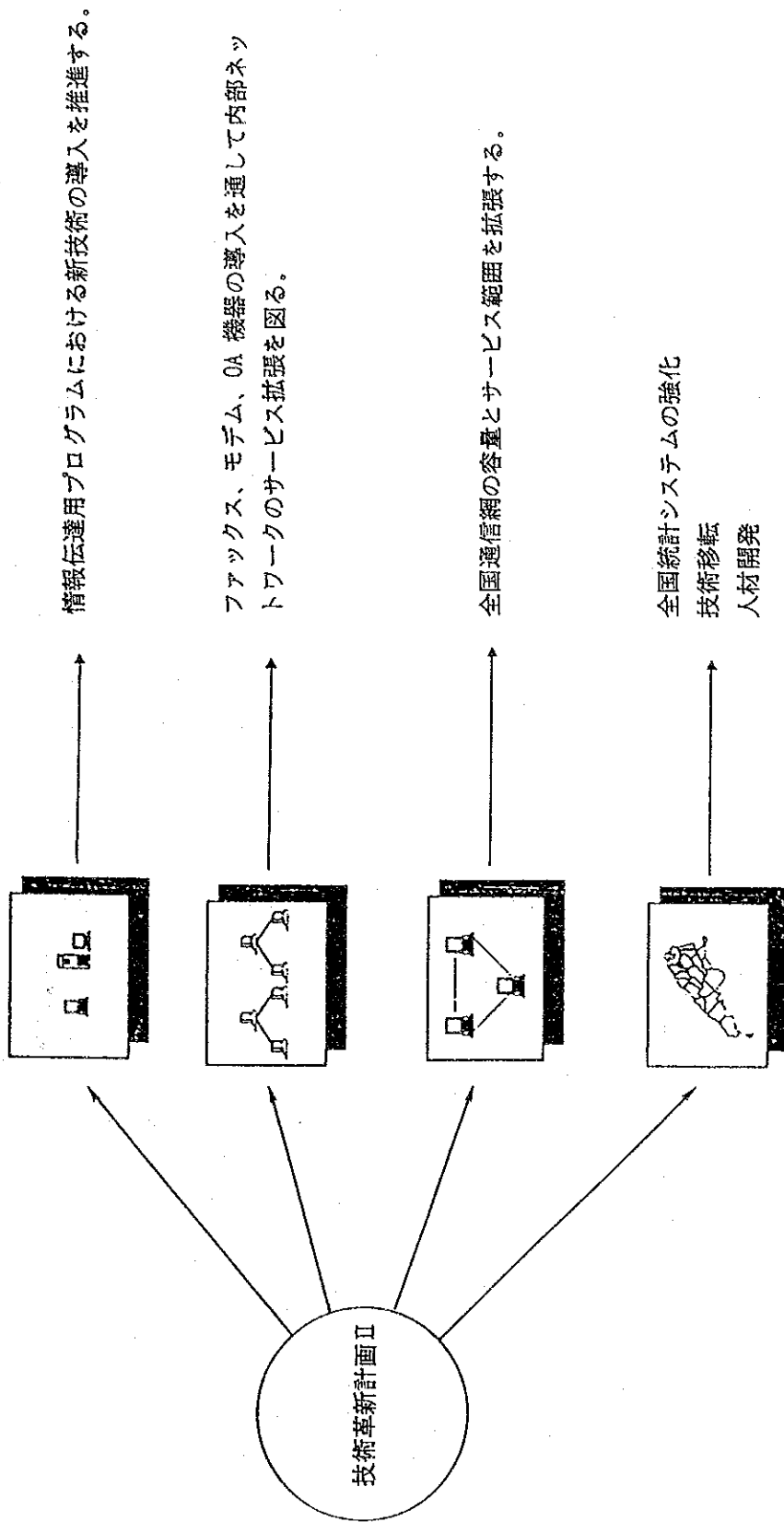
- － INDEC及び全国統計システム (SEN) における技術導入と人材開発を通じた技術革新を引き続き実施する。
- － 地方分散化を推進すると共に、各州に統計サービス・テクノロジー・センサーを設立し、全国統計システムの強化を図る。
- － 1994年度経済調査において必要な支援体制の地方分散化と技術の組織化
- － 全国地図製作計画及び地理情報システムの開発を支援するためのマッピング作業のオートメーション化
- － 全国情報システムの設立
- － INDEC全国通信網サービスの拡張と改善
- － 情報の伝達に必要な新技術を引き続き導入する。
- － 標準業務用プログラムに新技術を導入する。

技術革新計画
ステージII-1994/1995

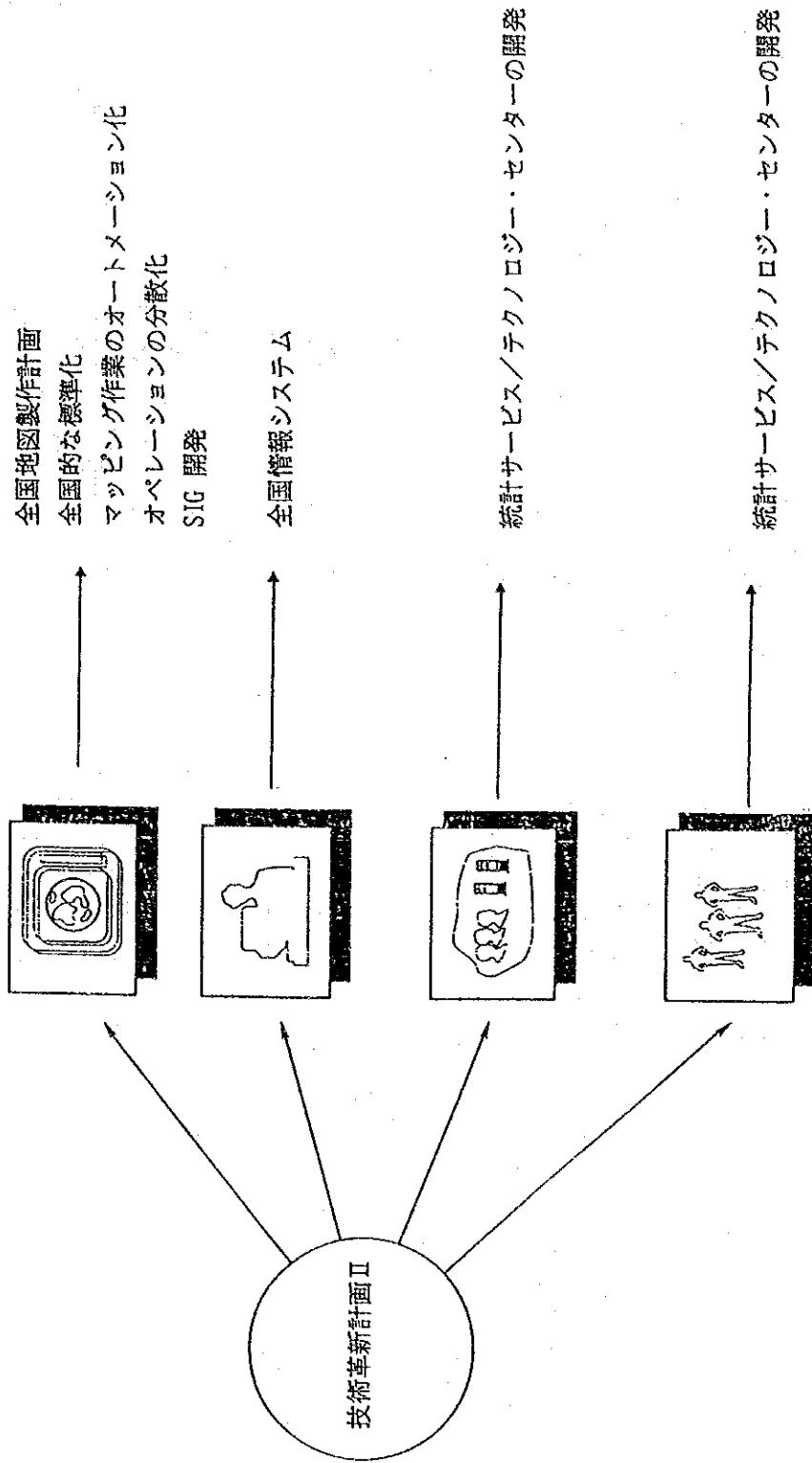
目標

- 管理回路の情報処理化
- データバンク開発を引き続き実施する。
- INDEC における技術開発を目指す国際協力協定を推進する。

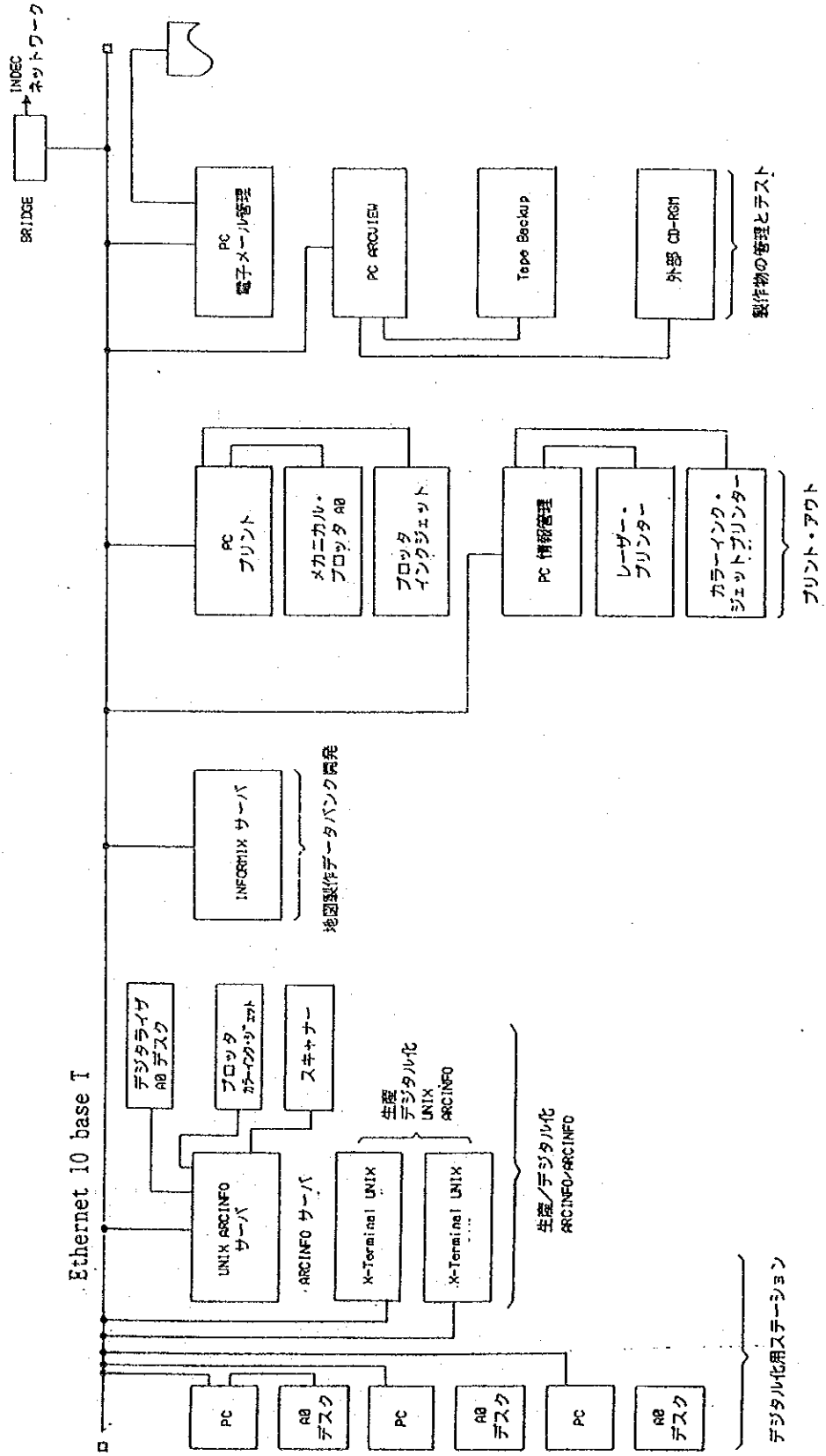
技術革新計画ステージⅡ 方針



技術革新計画ステージII 方針



技術革新計画
INDEC デジタル・マッピング開発センター



全国情報システム (S I N)

目標

INDEC が保管する膨大な量の情報を新たなデータ保管技術 (データバンク、光ディスク) を利用して再編し、アクセスと可用性を容易にする。

時系列データベースを設立する。

引き続き国内外の情報収集業務を実施し、INDEC データベース (dbINDEC) に入力する。

地図製作業務のオートメーション化計画を支援し、地理情報の検索と、標準業務プログラムへの応用を可能にする新たな地理製作体制を確立する。

意思決定における新たな判断材料として利用するために、社会経済データを地理情報システムにフィードする。

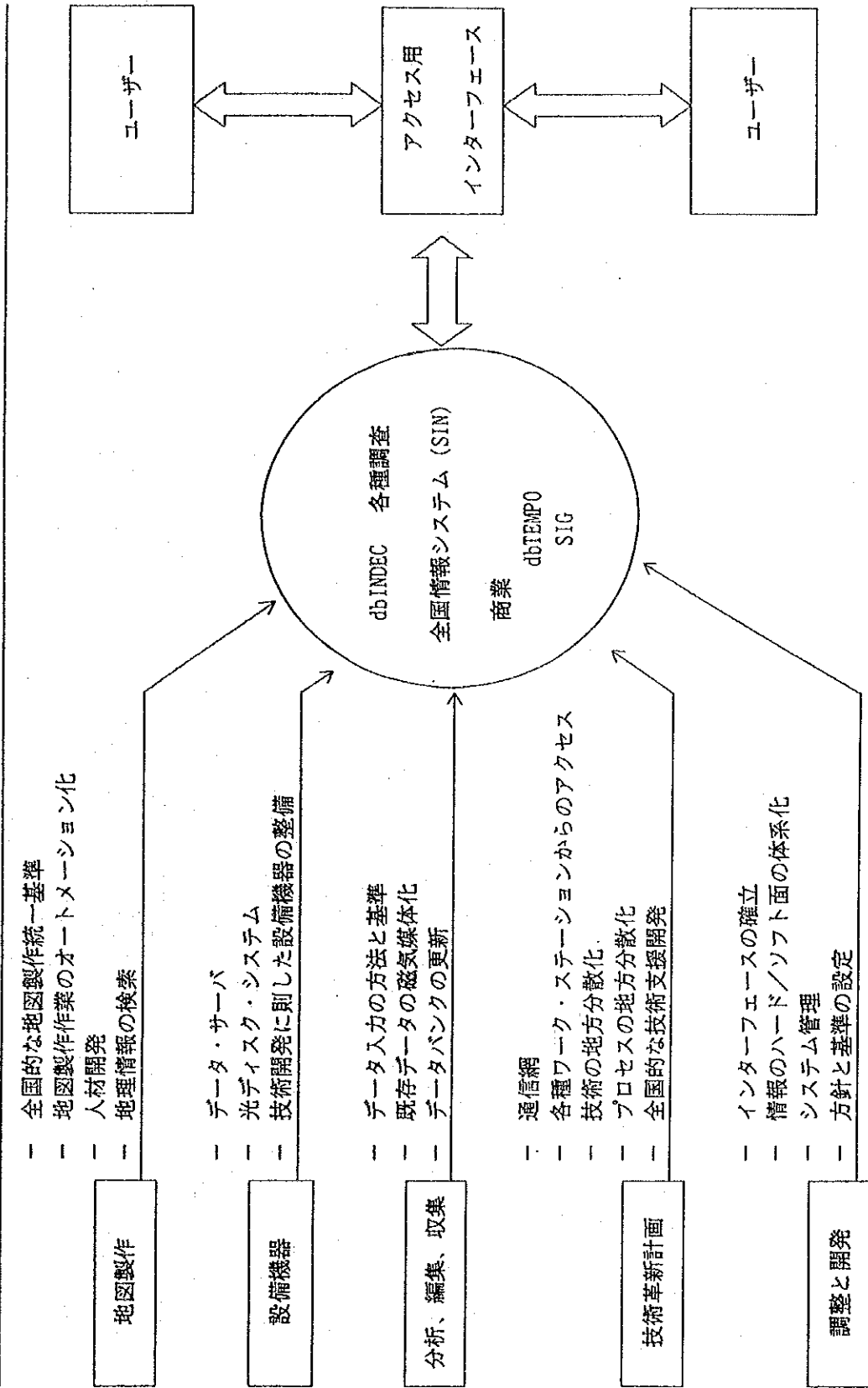
INDEC特有の情報の保管/操作システムを確立すると共に、情報保護措置を確立する。

各種データバンクの情報を、INDEC 通信システムを通して国内外の広範にわたるユーザーに提供する。

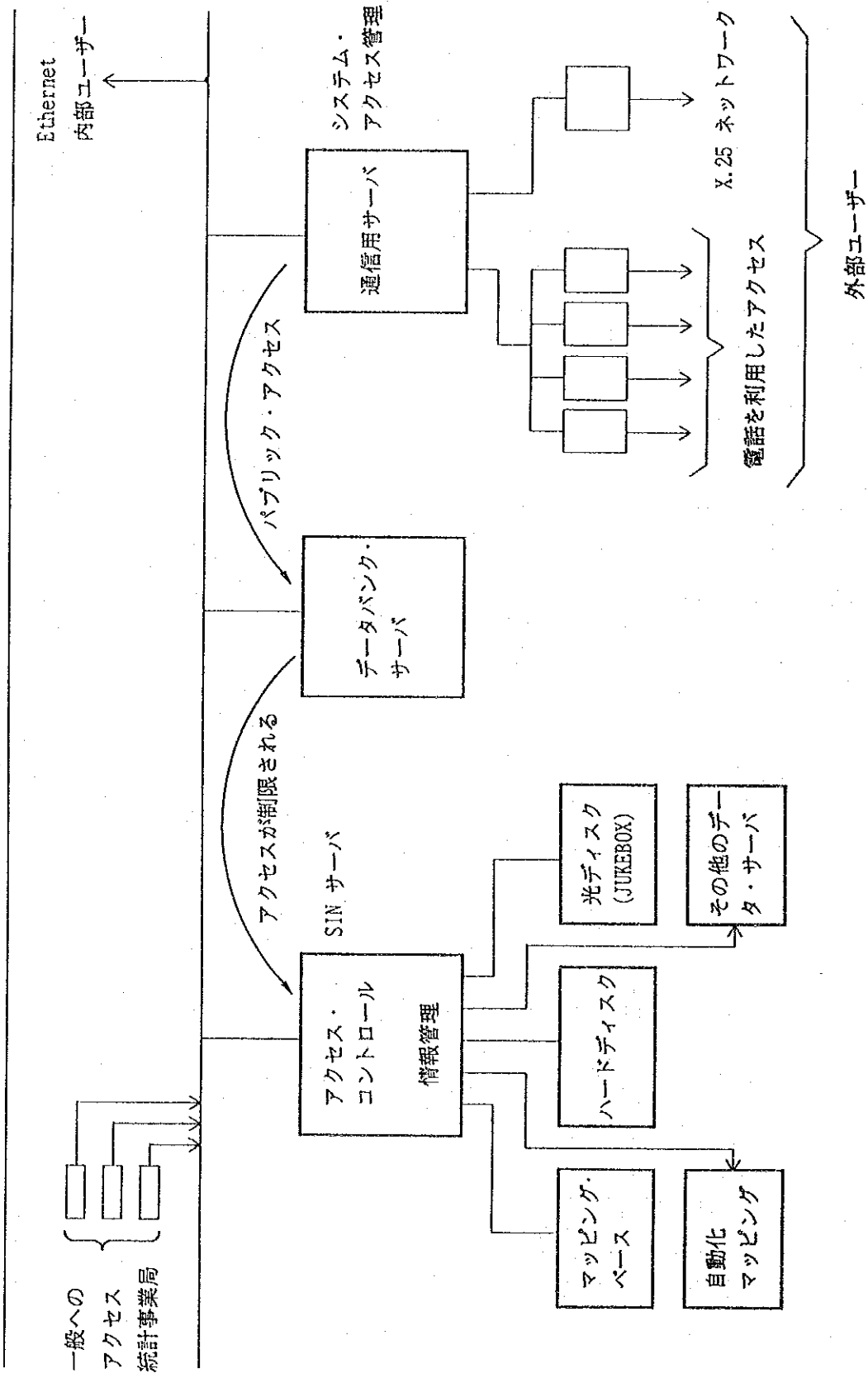
磁気/光媒体を利用した情報伝達品の開発を支援する。

州統計事業部 (DPE) 内の情報システム開発を推進する。

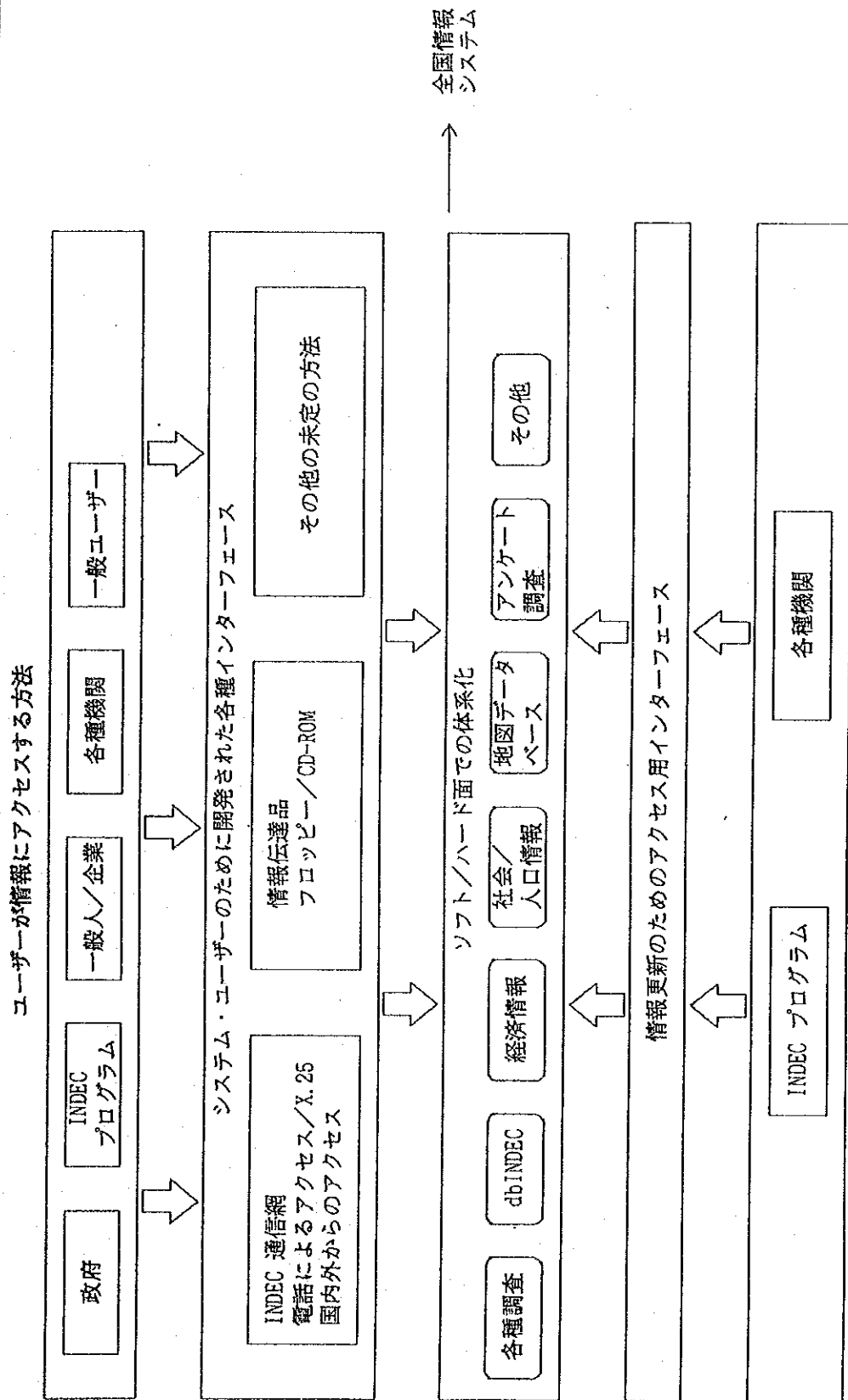
全国情報システム 概念構造



全国情報システム アクセス方法



技術革新計画 SINの構造



④ 関連法令（和訳）

ブエノス・アイレス市、1970年12月30日

全国統計システムの設立を定めた法律第17,622号に基づき、早急に同システムを実施する上で規定の制定が必要であることに鑑み、アルゼンティン国大統領は、以下の内容の政令を以て命令する。

I. 全国統計システムについて

第1条 全ての国、州及び市町村の公共機関（中央、地方行政機関及び国営企業）に属する統計事業局は、年間人口統計計画の実施に関連して、同計画の主催機関である国家人口統計局（INDEC）より指示を受けた業務を実施する。

II. 国家人口統計局（INDEC）について

第2条 以下の各号に示す業務は、国家人口統計局（INDEC）の管轄とする。

- a) 全国統計システムの年間人口統計計画を策定し、これを国家開発理事会に提出した後、行政権の承認を取得する。年間人口統計計画の提出時には、当該制度の中で適切な予算枠を設けるべく、各計画毎に予算書を添付する。
- b) INDECの年間収支予算を策定し、国家開発理事会に提出した後、行政権の承認を取得する。
- c) 年間人口統計計画のスケジュールと所定方法に従い、必要な業務を遂行する。これに関連して、以下の業務を行うこととする。
 - i) 統計、人口調査、アンケート調査に関連して、全国統計システム（SEN）を構成する。各事業局の管轄区域を定める。
 - ii) 統計、人口調査、特殊アンケートに関わる調査、情報処理、報告書の作成、提出分析の方法、技術基準、手順、定義、分類、コード番号、質問票、指示書、形態地図、その他を検討し定める。
 - iii) 実施スケジュールを定める。
 - iv) 統計基準の統一と業務の分散化の原則に従って、中央及び地方の各統計事業局の間で割り当てられた業務の調整と管理を行う。
 - v) 各統計事業局から提出された調査結果を分析し、これを承認する、あるいは見直しを命ずる。
- d) 中央及び地方の各統計事業局に適切な支援と助言を行い、技術レベルの向上と、統計データの収集、処理、公表方法の改善を図る目的で、各事業局からその機能及び業務の進捗状況に関する定期報告を受ける。

- e) 中央あるいは地方の各統計事業局に必要な技術水準が欠如している場合、これに代わって暫定的に当該業務を実施するための手段を講ずる。
- f) 財源の枠内で、地方統計事業局の予算強化を図る。
- g) 数理統計学、計量経済、人口学、その他の社会科学の各分野における研究計画を支援、指導する。
- h) SEN職員の科学、技術水準の向上を目指す研修計画の実施を調整する。
- i) SENの各構成機関が所有する設備機器の利用を調整する。
- j) 年間人口統計計画の中でINDECに割り当てられた統計業務に必要な情報の収集、評価、処理に関わる業務を実施する。

III. 中央及び地方の統計事業局について

第3条 年間人口統計計画に関連して、中央及び地方の各統計事業局は、以下の業務を実施する。

- a) INDECの指示に従う。
- b) SENの各機関との協力、調整のもとに、割り当てられた業務を実施する。
- c) 法律第17,622号とその関連法規に関わる違反行為を処罰する。
- d) 統計情報の機密保持を厳密に遵守し、遵守せしめる。
- e) INDECに以下の報告書を提出する。
 - i) 毎年3月31日までに、次年度の業務計画とそれに関わる予算書。
 - ii) INDECが年間人口統計計画において定めた諸業務の実施に必要な措置を講ずるべく、前i)項に業務遂行に必要な予算確保に関連して実施した諸手続きの結果を毎年7月31日までに提出する。
 - iii) 四半期毎に、年間人口統計計画に関連する業務の進捗状況、遅延業務とその理由及び対策を報告する。
- f) 毎年6月30日までに、年間人口統計計画で定められた業務の遂行に関連した前年度の支出実績と、同計画以外の統計業務に関連する支出額をINDECに報告する。
- g) 年間人口統計計画以外に実施した統計の結果に関わるコピーをINDECに提出する。

第4条 本法2条f)項に従って予算を受け取った各地方統計事業局は、国家会計法に定められた確証、及び当該の財源を使って実施した業務の進捗に関わる詳細報告書と共に、四半期毎にINDECに収支報告書を提出する義務を有する。

IV. 年間人口統計計画について

第5条 年間人口統計計画には、国勢調査、定例調査、特殊アンケート調査、及び市民登録に関連する一連の業務が含まれる。

第6条 INDECは、SENを構成する各機関のもとに、効率的に調整された年間人口統計計画を構成する各統計調査の種類を定める。

V. 国勢調査とアンケート調査について

第7条 国勢調査を実施するに当たっての周期性は、以下の各号に示す通りとする。

- a) 下一桁が「0」の年（10年毎）に、人口、所帯、及び住宅に関する調査を実施する。
- b) 下一桁が「2」及び「7」の年（5年毎）に、農牧業調査を実施する。
- c) 下一桁が「3」及び「8」の年（5年毎）に、経済調査を実施する。

第8条 年間人口統計計画に定めた国勢調査の計画策定、推進、実施、処理及び公表はINDECの管轄とし、SENの各構成機関がこれに協力する。INDECは、調査に関わるスケジュール、方法、質問内容、及びその他の方法や組織に関わる基準を定めると共に、質問状と指示書を作成し、必要な技術・物質的支援を行うこととする。

第9条 国家、州、市当局、軍及び警察は、INDECの要請に基づいて、調査の実施に必要な人員、動・不動産、交通手段等を提供し、協力する。

第10条 法によって調査業務が公的業務に指定された場合、任務の遂行を委任された者は、法律第17,622号第14条1項に従い、正当な理由が認められる場合を除き、その任を全うしなければならない。調査業務の日時と場所はINDECが定める。

第11条 国、州及び市の公共機関ならびに金融機関は、（法律で）定められた事例について、各種手続きに先立ち、届け出当事者に対して所定の期限までに「調査義務履行証明書」の提出を求めることとし、いかなる場合にも例外は認められないこととする。

第12条 （定例）調査によって得られた情報の補完、拡大、更新は、特殊アンケート調査を以て行う。

第13条 年間人口統計計画の中で定められた特殊アンケート調査の計画と実施、更にSENの各機関の要請に基づいて行われる特殊アンケート調査の監視と計画は、INDECの管轄とする。

VI. 統計情報の機密性について

第14条 個人的な回答内容や情報は、例え司法当局あるいはSEN以外の公共機関であっても、個人を識別できるような方法で第三者に通知したり、利用、公表してはならない。

第15条 地方の各統計事業局は、統計の機密保持を保証する義務、禁止事項、処罰を定めた法的手段を取得した場合に限り、中央統計事業局から個人情報入手することができる。

VII. 違反について

第16条 法律第17,622号の法規に違反した者には、予め、自衛権を保証すると共に、違反行為の性格、前科、加害内容を評価する予審を行った上で、同法に定めた処罰が適用されるものである。

第17条 違反行為が中央統計事業局の管轄区において生じた場合、当該事業局の長が予審を行い、しかるべき処罰を適用する。

また、違反行為が地方の統計事業局の管轄区において生じた場合には、当該事業局の長が予め、違反行為の容疑者に通告した上で、州統計事業局長に違反行為を報告し、これが予審を行うと共に、処罰を適用することとする。

第18条 違反行為及び怠慢行為の通告は、公式文書、受領証明書付きの特殊書留、あるいは受領証明書付きの電報を以て行う。通告文には、容疑者に帰される違反行為あるいは怠慢行為の内容を明示すると共に、15日以内に答弁と証拠の提示ができる旨を通知する。

上記の公式文書、書留あるいは電報は、予審の最重要書類として、虚偽が実証されない限り、信憑性を保証するものとして取り扱うこととする。

第19条 答弁と証拠が提示された後、あるいは容疑者が出頭しないまま所定の期限が過ぎた後、予審は終了し、当該の統計事業局長は10日以内に裁定を下し、これを受領証明書付きの書留にて当事者に送付することとする。

第20条 罰金を命ずる判決文に対して、違反者あるいは違反行為の責任者は、判決の通知日から起算して15日以内に以下の抗告を行うことができる。

- a) 処罰を適用した同一の行政当局に対する再審請求
- b) 可能であれば、管轄の連邦裁判官に対する上訴

当事者は、上記何れかを選択することとし、もう一方の抗告手段には訴えられない。

所定の期間内に抗告がなされなかった場合、判決は確定し、司法当局に当該の一件が移されることとする。

第21条 再審請求がなされた場合、当該の統計事業局長は、その内容を審議し、しかるべき措置を講ずることとする。新たな資料をもとに10日以内に判決を下し、当事者に受領証明書付き書留を以てその内容を通知する。

第22条 200ペソ未満の罰金刑については抗告は認められない。200ペソ以上の罰金刑については、行政判決の通知日から15日以内を最終期間として管轄の連邦裁判官に抗告することができる。この場合、行政判決文は、公式な発送依頼書を受領した日から起算して10日以内に裁判所に送付することとする。

第23条 罰金は、行政判決あるいは司法判決が確定した日から起算して8日以内に支払われるべきものである。

罰金の支払いは、アルゼンティン国立銀行の本店あるいは支店、出張所において、「Instituto Nacional de Estadística y Censos Nultas」宛てに振り込むこととする。

更に、違反者は罰金の支払いに加え、当該の統計あるいは人口調査報告書を提出しなければならない。

第24条 所定の期限までに罰金の支払が行われなかった場合、民事・商業訴訟法が定める方法を以て、連邦裁判所において追訴することとする。

第25条 法が定める罰金の支払は、違反者が明確あるいは暗黙の内に法が定める権利を放棄しない限り、INDECから請求されることはない。

第26条 法律第17,622号への違反行為に対する裁判においては、以下の機関がSENを構成する各統計事業局の代理としてその任に当たることとする。

- a) 連邦首都においては、違反行為が生じた統計または人口調査業務を遂行する統計事業局が所属する機関の司法局。
- b) 共和国内（その他の地域）においては、上記と同一の司法局あるいは、連邦司法代理人のうち、当該統計事業局が選択するいずれか一方の機関。

第27条 SEN職員が法律第17,622号に違反した場合、しかるべき予審を経た後、同法律の第14条及び17条に定めた処罰を適用すべく連邦裁判所において訴えが起こされるものである。また、これとは別途、当該職員が所属する当局機関が定める行政罰が適用される。

VIII. INDEC - 国家人口統計局

第28条 INDEC局長は次官と同等の職階とし、以下の任務と権能を有する。

- a) 法律第17,622号とその法規、及びINDECの内部規定を遵守し、遵守せしめる。
- b) 機関の運営と技術面における指導に当たる。
- c) 全ての行事及び契約においてINDECの法的代理人となる。
- d) 年間人口統計計画案を提出する。
- e) INDECの年間支出計画案を提出する。
- f) 統計業務の改善と拡張を目指すと共に、その正常な機能に必要な財源を確保するために国、州及び市当局との折衝に当たる。
- g) 選考審査及び経歴審査時の審査員長を努める。
- h) 以下の業務について管理を行う。
 - i) 技術人員の任命と昇級
 - ii) 経営人員と専門職員の任命
 - iii) 統計調査、研究、業務を遂行する国内外の人員の雇用契約
 - iv) 臨時、特殊あるいは一時的な業務に従事する人員の契約。この際、現行の経営規定に則り、雇用条件と報酬額を定める。
- i) 奨学制度に関わる規定を定める。
- j) 法律第17,622号とその関連法規に対する違反行為を処罰する。
- k) 必要に応じてSEN構成局会議を召集する。
- l) 年間人口統計計画に従って、非定期刊行物の刊行計画を策定する。

- m) 各調査時の実施スケジュールを定める。
- n) 諸外国及び国際機関との統計に関わる合意及び協定の調印を推進する。
- o) 法律第17,622号及びその関連法規の遵守に関わるその他の権能を行使する。

第29条 国家開発委員会委員長との合意のもとに、INDEC局長は、組織内から幹部1名を補佐役兼局長代理として任命する。

IX. 人員について

第30条 本政令の公布日以降、INDECの技術人員は、予め局長が率い、局長が任命した組織内の幹部2名から構成される審査会による選考審査あるいは経歴審査を経なければ任命を受けることができない。

第31条 運営及び技術職の職務資格は、アルゼンティン国内の大学において統計を学んだ学卒者のみとする。

X. 研修と奨学制度について

第32条 INDECは、SENの技術人員の研修と技能訓練プログラムを組織することとする。この際、国内外及び国際機関の専門機関における協力を得ることができる。

第33条 INDECは、SEN職員に対して、前条に基づいて組織される研修プログラムに奨学制度を適用することができる。また、同一の目的のものと、国内外及び国際的な公共あるいは民間機関において研修が受けられるよう交渉に当たることとする。

第34条 研修生の選考は、INDEC局長とこれが任命した2名の幹部から構成される審査会において行う。

第35条 INDECの研修員の資格は、以下の通りとする。

有給あるいは無給の一時休職を伴う場合には、1年間継続して行政機関に勤務した実績のある者。政令第8567/61号に基づいて、職員は、1年間の無給一時休職をすることができる。また、この期間は更に1年間延長可能なものとする。ただし、更に1年間にわたって勤務を行わない限り、以下に該当する一時休職を追加することはできない。

職員は、適宜定められた期間の有給一時休職をすることができる。ただし、この場合には、研修終了後、最低3年間は統計事業局に留まる義務を有する。この期間が終了する前に退職した場合には、政令第8567/61号第29条に基づいて、処罰が適用され得る。また、この形態の一時休職に前の段階で定めた休職形態を追加することはできない。

XI. 刊行物と報告書

第36条 INDEC 刊行物は、最低限、以下の計画を以て刊行することとする。

- a) アルゼンティン共和国統計年表
- b) 統計誌（四半期毎）
- c) 月次統計報告書

第37条 周期性を問わず公的あるいは私的に刊行される各種印刷物に SEN 事業局の統計データを使用する場合、いかなる場合にもその出典を明確にしなければならない。

第38条 INDEC が公表せずに保管している統計及び人口調査データは、有料で入手することができる。

第39条 SEN を構成する事業局が、諸外国あるいは国際的な機関に統計あるいは人口調査データを提供する場合には、予め INDEC の承認と許可を取得する必要がある。

第40条 INDEC は、公的に使用する、あるいは引換分として、INDEC 刊行物の価格と無料配布する部数を決定する権限を持つ。無料配布用の部数を超えた場合、公定の販売価格を以て当該刊行物を購入することができる。

第41条 統計データを国内で普及せしめる目的で、INDEC は、SEN を構成する各統計事業局に各種刊行物を「無料」配布することとし、各事業局はそれぞれの管轄区内でこれを分配することとする。

第42条 INDEC は、統計データの収集を実施する民間企業各社に対して、当該データを SEN 資料として保管するために、その最終報告書のコピーを提出するよう要請することができる。

第43条 INDEC は、法定業務、報告書の請求、あるいは証明書類一般について各々 5 ペソ（\$ 5）の手数料を徴収する権限を持つ。

ただし、以下の各号に示す項目は例外とする。

- a) INDEC への通知に関わる法定業務
- b) INDEC 職員に関する業務
- c) 刑法裁判所から依頼された業務
- d) 司法裁判所から命ぜられた業務形態改善措置に関わる業務
- e) 無料で実施される訴訟行為において使用される報告書類
- f) 以前に実施した業務あるいは報告書請求の再請求
- g) 国、州あるいは市町村刊行物配布用に請求される証明書類

第44条 本法を通知、公布し、公文書登記局において登記し、保管することとする。

政令第3110号

LEVINGSTON

CRDON AGUIRRE

写し

ブエノス・アイレス市、1993年9月1日

法律第17,622号とそれに関わる政令第3110/70号に基づき、

国家の改革と近代化を目指す現在の政策の一環として、政府及び国民が適切な決定を下すために必要な、信憑性のある実情に沿った統計データを確保する目的で全国統計組織を再編する必要があること、

1993年度の通常国家において、1993年から1995年までの期間の部門別政策を決定する際に、行政権が上記の必要性を認めたこと、

上記目的を達成するためには、全国統計組織を構成する中央及び地方の各機関が実施すべき部門別統計データの収集業務に関わる最低限の義務範囲を厳密に決定することが必要であること、

上記の部門別統計データが、経済、社会、文化活動及び民間業務の適正な発展を把握するために資すること、

経済公共事業省経済企画庁の下位機関である国家人口統計局が、国内の統計業務の統括機関として、全国及び州レベルにおける全国統計組織の効率化を目指して、諸活動の調整、フォローアップ、及び管理形態を集中化すること、

これにより、国家年次統計計画の効率的な実施が可能となること、

本政令に示す措置が、国家憲法第86条1項の権能を行使し、法律第17,622号第3条b)項、4条a), b), c)項、及び5条b)項に基づき制定されること、

以上を鑑み、アルゼンティン国大統領は、以下の内容を政令を以て命令する。

第1条 法律第17,622号に基づき、国家年次統計計画を実施するに当たり、各省庁及び国家機関は、本政令の添付資料1に示す基本統計データを、所定の時期と形態で提供するために必要な措置を講ずることとする。

第2条 経済公共事業省公布の議定書に基づき、上記計画の継続性と現行性を確保する目的で、国家人口統計局はその他の各国家機関を総括する機能を有する。

第3条 経済公共事業省公布の議定書に基づき、国家人口統計局は、各機関が提供すべき国家年次統計計画に含まれる最低限の統計データの種類を決定する。

第4条 内閣を構成する各大臣は、本政令に定められた部門別情報提供の義務を遂行する上で、各々の管轄分野でその監視に当たることとする。

第5条 国家人口統計局は、国家年次統計計画において収集された情報を比較検討できるよう、定義、基準及び分類法の統一を図ると共に、同計画の一環として実施される諸業務の調整、監視、技術管理の任に当たることとする。

第6条 経済企画庁の下位機関である国家人口統計局は、法律第17,622号で定められた国家年次統計計画の一環として添付資料1に基づいて実施する統計業務の進捗状況に関する報告書を、半年

毎に経済公共事業省を介して行政権に提出することとする。

第7条 本政令の対象に含まれる各省庁及び機関は、国家人口統計局に委託業務の進捗状況に関する報告書を四半期毎に提出しなければならない。

第8条 全国統計組織の実施を目指し、州及び市の自治体に対し、各々の管轄区内において本政令と同様の規定を制定し、その遵守を保証することを提言する。

第9条 本政令を通知、公布し、公文書登記局において登記し、保管することを命ずる。

政令第1831号

Dr. DOMINGO FELISE (判読困難)

経済公共事業大臣

外務省

11. 外務庁

貿易。海外におけるアルゼンティン経済の参加状況。国際経済に関する主要情報。

経済・公共事業省

12. 経済庁

国内における外資。国家再保険局の業務。

12.1 国家有価証券委員会

株式業務及び資本公開市場の動向と金額

12.2 国家保険監督庁

組織団体、生産高、保険料、災害。

13. 経済企画庁

アルゼンティン経済の発展及び国民勘定制度。公共投資。規制緩和と経済組織。地域経済。生活水準と貧困の推移。

13.1 国家人口統計局

全国統計組織の統括機関としての業務以外に、住民、住宅、経済及び農牧業に関わる国勢調査、国勢調査と国勢調査の間に実施する農牧業の主要項目に関する統計調査（農牧水産庁との共同管轄）、地域経済における主要農牧産物に関する統計調査（各州政府と調整のもとに実施）、衛星映像による統計データ利用の推移調査（INTAとの協力のもとに実施）、失業者、人口、家計における支出状況、卸売り／小売り価格、及び建設コスト、貿易各分野に関わる統計調査、産業に関わる定期調査、商取引及びサービス業の動向に関わる統計調査において、直接的な管轄機関としてその業務に当たる。更に、毎年、全国統計組織における全ての主要統計データを反映した統計年表を刊行する。

14. 財務庁

国家予算とその用途、貯蓄／投資勘定、国庫の推移、国内外の融資状況、公債の推移、残余資産、各州の財務状況、国家資産状況。国家公務員の人員数、特徴、研修、報酬額（公務庁との共同管轄）。

15. 公共歳入庁

国家及び社会保障制度における歳入の推移と主要な特徴。経済部門別徴収元と徴収経路に関わる調査。

15.1 関税管理局

国家人口統計局が実施する貿易統計調査に協力する。

16. 商工業庁

国家工業登記状況に関わる調査。工業経費の構造。輸出品目の供給状況。国貿易価格（国家人口統計局との共同管轄）、利幅、競争市場及び公正性の保護。ぶどう栽培とぶどう酒醸造に関わる調査。国家人口統計局が実施する貿易統計調査に協力する。

17. 農牧水産庁

主要農産物の栽培面積、収穫、及び収益（国家人口統計局との共同管轄）。主要家畜の頭数（国家人口統計局との共同管轄）。肉類及びその副産物の取引高。水産物の捕獲高と輸出高。森林開発（天然資源社会環境庁との共同管轄）。農牧産物の日常価格（国家人口統計局との共同管轄）。

18. エネルギー庁

出力量と最大エネルギー量。全国における発電、送電、配電設備の資産価値と数（動力源及びユーザー別）。電力の輸出入量。エネルギー収支、今後のエネルギー量及び出力量の需給計画。燃料及びその副産物のストック、生産、流通、販売状況（動力源及びユーザー別）。エネルギー及び燃料の価格と料金。電力及びガスの統括機関は必要に応じて統計データの収集に協力しなければならない。

19. 鉱業庁

金属及び非金属、産業利用される岩石、半宝石の国内生産量と価格。鉱石及び非鉄の生産量と消費量。

20. 運輸庁

コマーシャル・ベースの空輸業及び河川／海運業における航空機／船舶数、乗客数及び貨物量。市内（首都圏）及び遠距離の乗客／貨物の車輛／鉄道／地下鉄輸送における輸送手段の保有台数、乗客数、貨物量。運輸庁の管轄下にある輸送業の各統括機関は、必要に応じて統計データの収集に協力しなければならない。

21. 公共事業通信庁

国内及び国際電話、二次的な遠距離通信サービスにおける通信件数。公共及び民間の郵便業務の動向。公共事業の実績と進捗状況。水道水の生産、配分及び販売状況。通信及び上下水道事業の価格と料金。公共事業通信庁の管轄下にある上記事業の各統括機関は、必要に応じて統計データの収集に協力しなければならない。

22. 組織調整庁

既存の共同組合数及びその活動と動向。

23. アルゼンティン共和国中央銀行

国際準備資金及び為替法の遵守状況。金融。財政制度。利率。為替市場。

司法省

24. 司法庁

国内の裁判所において開始、進捗、終了した訴訟案件に関わる統計調査。連邦刑務所に関わる統計調査。

25. 登記庁

裁判における被告人及び犯罪者、再犯に関わる調査。

文化・教育省

26. 文化庁

中央政府主催の文化活動、博物館、遺跡、図書館、映画館、劇場、展示会の施設数及び来場者数に関わる統計調査。

27. 教育計画・評価庁

大学を除く、公立及び私立の教育機関の施設数、設備、就学者数、卒業者数、教育者数。退学、留年、就学状況。生徒1人当たり、及び学年別の教育費、各学校区別教育費に関わる統計調査。

28. 大学政策庁

大学教育の施設数、設備、就学者、卒業者、教育者及び教育者以外の職員に関わる統計調査。退学及び就学状況。生徒1人当たりの教育費及び各管轄区別教育費に関わる調査。

厚生・社会福祉省

29. 社会福祉庁

中央政府からの予算を使って実施した社会福祉事業に関する統計事業。児童及び家庭福祉。共済事業。賭博、競馬事業に関わる調査。

30. 厚生庁

公的医療施設、設備、入・退院患者数に関わる調査。社会福祉及び健康保険。PAMI。民間医療施設、設備、入・退院患者数に関わる調査。救急医療事業。予防接種率。出生率、死因別死亡率、児童死亡率、罹病率。食品及び医薬品の品質及び多様性に関わる調査。

31. 住宅環境庁

国家予算で実施する管轄区別住宅計画、建設住宅数、種類、基本消費財の投入量、建築単価及び財源。

労働・社会保障省

32. 労働庁

団体労働契約及びその特徴、契約基本給、各種専門職協会、失業保険、労災、建設登記、紛争に関わる調査。

33. 社会保障庁

退職者に対する福利厚生及び年金（制度、金額、受取人とその特徴）に関わる調査。公共事業に従事していた退職者及び年金生活者が直・間接的に受け取った補助金、課税金、食糧、医薬品等。年金生活者に対する債務の推移。

防衛省

34. 企画庁

防衛関連の地方団体及び組織。現役及び退職者。退役軍人に対する恩給及び年金。軍人の社会経済状況及び衛生状況に関する統計調査。

35. アルゼンティン空軍

気候・気象データ。空港の動向（運輸庁との共同管轄）。

36. アルゼンティン海軍

保有船舶数。

執行機関

国家人口統計局

計画の概要

統計事業計画は、公的な統計情報を収集、処理、普及するための一連の活動を総括する計画である。近年における国内経済の抜本的改革により、現在、公共及び民間部門において統計情報の需要が急速に高まっている。更に、政府の各機関が社会・経済政策を策定する上で、統計情報はその判断基準となる。特に、本計画は、経済企画長が実施する国民勘定、商工業庁の商工業政策の策定、及び社会の各部門（貧困層、教育、厚生、住宅、児童福祉等）の諸計画を策定するに当たり直接関係するものである。

本計画の統括機関である国家人口統計局（INDEC）は、現在、組織構造の再編と、管理職の職務範囲の改革を行うとともに、技術の近代化計画を実施し、主要業務の再設計を行っている。1993年には、a)情報処理システムの革新（UNIX開放型システムを導入し、NOVELLプログラムを使った内部通信網を構築し、すでに運転を開始している）、b)国内全州との情報の接続化（全州のうち21州とは相互継続済み）、c)INDECデータベース第1版のサービス開始、d)フロッピー、CD、オンライン、電話、印刷物等を利用した統計情報の普及、e)社会の各部門（教育、厚生、少数派問題）に関連する情報収集、f)、全国を対象とした1994年度経済調査業務の実施、及びg)全国農牧業調査の実施を含むプロセスの適応化に向けたステージⅠを展開した。

1994年には、1993年に開始した業務に加え、ステージⅡにおいて計画されている以下の各業務を実施する予定である。

- a) 1994年度全国経済調査ステージⅠの実施。調査結果は、アルゼンティン国の経済構造に関わる統計情報の更新に資することになる。
- b) 卸売り価格及び建設費に関わる新たな指数の作成と公報
- c) 世帯に関する定期調査の再設計
- d) 消費者物価指数の再設計
- e) 工業調査の適合性の見直し
- f) アルゼンティン共和国貧困地区の地図の作製
- g) 市町村レベルの情報システムの設計
- h) 観光業に関わる定例調査の準備
- i) アルゼンティン国の児童福祉目標の達成度に関する調査の実施
- j) メルコスール加盟国との緊密な協力のもと、メルコスール統計年表の作成

本計画を実施するに当たっては、a)1993年に引き続き、総務及び情報部門の再編、b)情報の整理と、公共／民間部門及び一般市民に提供するサービスの大幅改善を目指したINDECデータバンクの本格的実施、c)国内各州との情報の相互接続と、国内、諸外国及び公的国際機関のデータベースへのアクセスを可能にした、1993年に開設された全国統計情報網の更新、d)情報を大量に保管するためのCD技術の導入、e)新技術の利用に向けた広範にわたる人材育成計画の実施等、サービスの改善を目指したINDECの機能に関連する様々な措置が講じられている。

人 材

職務・部門	人 数	時間数	報酬 (金額：ペソ)
-------	-----	-----	------------

正職員

経営層

INDEC 局長	1		17,040
INDEC 副局長	2		64,800
小 計	3	0	81,840

政令第 993/91 号に基づく SINAPA 職員

A	17		456,960
B	50		907,200
C	240		2,822,400
D	342		2,872,800
E	310		1,562,400
F	1		3,360
小 計	960	0	8,625,120

臨時職員

政令第 993/91 号に基づく SINAPA 職員

B	5		90,720
C	72		846,720
D	95		798,000
E	242		1,219,680
小 計	414	0	2,955,120
計画合計	1,377	0	11,662,080

項目別支出
(単位：ペソ)

項目	金額
合計	30,824,535
人件費	22,978,535
消費財	949,000
非人件サービス	6,096,000
消耗品	790,000
譲渡	11,000

統計と国税調査

統計事業の近代化と合理化

国家人口統計局の設立

ブエノス・アイレス市、1968年1月25日

大統領閣下

国家開発計画・対策制度と国家安全保障計画・対策制度の実施を定める法が批准されたことにより、政府側が効果的かつ調和のとれた意思決定を行うのに必要な基盤が整えられた。しかしながら、諸問題の認識と、その影響を正しく判断し、正しい知識に基づく経済社会政策を策定し、進捗状況を適切に管理すると共に、適時軌道修正を行う、あるいは新たな措置が必要であればそれを講ずるためには実情に沿った、完全かつ正確な統計データ及び情報が必要である。

現在、公的な統計情報の収集に関する法規は、国、州及び市町村の各種法体制の中に組み込まれており、統計事業の組織は地方に分散化され、全国レベルでこれを調整するのに十分な法の権限を有する機関がない。

これまでも、係る事態を改善するために各方面から努力がなされてきたが、既存機関では情報のニーズに効率的に対応できず、情報の歪曲や作業の重複が生じ、努力の成果が失われているのが現状である。一般的に適用される基本法の欠如は、コストの上昇、作業の重複、情報内容の不統一、経済社会現象の適正な解釈に必要な基本統計情報の欠如という結果をもたらしている。

また、不十分な調整機構に起因する上記の各種問題点は、適切な予算の割り当てが行われない場合、統計におけるニーズへの対応も困難となるため、経済・財政的な問題も引き起こすことになる。

統計事業の活性化が急がれる中、関係各機関との協議の末、本書に添付する既存事業局の近代化と合理化、全国の各種統計機関の調整、統計業務に従事する人員の適性化及び「業務の分散化と統計規定の集中化」に基づく法案が完成した。

ここに大統領閣下の審議にかけられる法案は、アルゼンティン政府が必要とする効率的な全国統計事業体制を可能にする法律である。

以上

Guillermo A. Borda

アルゼンティン国憲章第5条に定められた権能を行使し、
アルゼンティン大統領は、以下の内容の法律を比准し、公布する。

第1条 アルゼンティン国内における公的統計業務及び国税調査の実施は、本法に準ずるものとする。

第2条 国家開発理事会の下位機関として国家人口統計局を設立し、その長は行政権によって任命されることとする。

第3条 国家人口統計局の目的は、以下の各号に示す通りとする。

- a) 国内で実施される全ての公的統計業務の方針を統一し、その指導に当たる。
- b) 国、州及び各市町村の統計事業部の統括と調整を行うとともに、これを統計規定の統一と業務の分散化の原則に従って実施する。

第4条 全国統計組織は、以下の各機関から構成される。

- a) 国家人口統計局
- b) 中央統計事業機関：
 - I) 各省庁の統計事業部
 - II) 軍指令部の統計事業部
 - III) 地方自治体の統計事業部
 - IV) 国営企業の統計事業部
- c) 地方統計事業機関：
 - I) 州政府の統計事業部
 - II) 市庁の統計事業部
 - III) 自立経済地区の統計事業部
 - IV) 州及び市営業務の統計事業部
 - V) 広域団体の統計事業部

第5条 国家人口統計局の業務は、以下の各号で定める内容とする。

- a) 全国統計組織を構成する各種機関の業務を計画、推進、調整する。
- b) 主に、国家開発理事会（CONADE）と国家安全保障理事会（CONASE）の要請に基づき、年間統計・国勢調査計画書と各プログラムの予算書を作成する。同様に、他の公的あるいは民間団体から依頼された案件についても同じ業務を行う。
- c) 年間計画に含まれる統計調査の実施方法とスケジュールを定める。
- d) 全国統計組織の構成機関に、年間人口統計計画に定められた各種業務の割り当てと、必要に応じた予算の割り当てを行う。
- e) 国内で新規統計事業部の設立を促進する。
- f) 各省庁、軍指令部、州政府、市庁、公共あるいは民間組織、及び市民一般を対象に適切な統計情報の公報を図る。
- g) 全国統計組織の技術・科学水準の向上を目指した統計学に関わる研究活動を実施する。
- h) 公共あるいは民間組織との間で統計に関する契約や合意を締結すると共に、諸外国及び国際機関との契約・合意締結を促進する。
- i) 国際機関、国家機関、及び民間組織の協力のもとに統計技術の人材育成計画を実施すると共に、全国統計組織の技術科学水準を向上せしめる目的で奨学金制度を実施する。
- j) 国内外で実施される統計調査に関わる会議、講演、ミーティングに代表者を派遣する。
- k) 国内外の統計情報の交換・翻訳センターを組織する。
- l) 国内で統計調査に関わる会議、講演、ミーティングを開催する。
- m) d)の「業務の分散化」の原則を損なうことなく、必要と判断される統計調査を実施する。
- n) 本法第3条に定めた目的を果たすために有効なその他の業務を遂行する。

第6条 国家人口統計局の予算は、以下の各項目から構成されたものである。

- a) 国家予算基本法で定められた予算
- b) 刊行物の売上げ、証明書／登録書に関わる手数料、及び第三者に提供するその他業務の手数料
- c) 本法に関わる違反行為に適用された罰金
- d) 州、市町村、公的機関、半官半民組織、民間組織、国際機関からの寄付金、負担金及び補助金
- e) 遺産金及び寄付金

第7条 国家人口統計局の支出予算は、以下の各項目の合計とする。

- a) 年間統計計画の各種プログラム、研究調査、国勢調査に関わる経費
- b) 全国統計組織を構成する地方機関との合意のもとで偶発的に実施する業務に関わる経費で、通常予算に含まれていないもの
- c) 全国統計組織の地方機関の業務改善と拡張に関わる経費

- d) 全国統計組織の構成機関の業務方法の改善に関わる経費
- e) 統計に関連する科学技術調査団の組織に関わる経費
- f) 統計に関連する科学者あるいは技術者等の専門家の雇用に関わる費用
- g) 国家人口統計局の研修プログラムを構成する業務改善のための奨学金に関わる経費
- h) 国家人口統計局の業務に関連して生じるその他の経費

第8条 全国統計組織を構成する各地方機関は、毎年、国家人口統計局に実施予定の統計調査に関わる予算書を提出し、国家人口統計局は所定の法基準に従って、これを国家計画の中に統括する。中央の統計事業部は、割り当てられた予算枠の中で、国家計画で定められた各種統計調査を行うこととし、これに対して各省庁、指令部、地方自治体、国営企業あるいは半官半民企業は必要な資力を提供する義務を有する。

一方、地方の統計事業部は、国家人口統計局に対して、次の各項目に該当する経費を補完するための融資を要請することができる。

- a) 各種統計及び国勢調査の実施
- b) 国家人口統計局が当該機関を対象に策定した技術支援計画
- c) 国家人口統計局が当該機関の業務効率化に必要と判断した場合、それに関わる投資

ただし、上記の各種資金は、国家人口統計局が、当該機関に割り当てた通常予算では不十分であると判断した場合に提供されるものである。

第9条 国家人口統計局が策定した年間計画あるいは統計計画を実施する際、中央及び地方の各事業部は、統計情報の収集、処理、分析、公表に当たって、本法の規定及び国家人口統計局が定めた手法、定義、書式及び技術基準に従うこととする。

第10条 本法に従って、全国統計組織を構成する各機関に提供された情報の秘密は厳格に守られることとし、統計以外の目的で使用してはならない。

情報を提供あるいは公開する場合には、複数のデータを編集した状態でのみこれを行えるものとし、商業機密や資産内容の秘密が侵されたり、情報源となる個人や企業が特定化されることがあってはならない。

ただし、氏名、社名、住所及び事業内容は、上記機密の対象外とする。

第11条 国内に所在する国、州及び市町村機関、公共あるいは民間の自然人及び法人は全て、全国統計組織を構成する各種機関の要請に基づいて必要なデータ及び情報を提供する義務を有する。

第12条 国家人口統計局は、必要に応じて情報の確認を目的として、会計帳簿あるいは書類の提示を会社や個人に求めることができる。

帳簿と照合しても調査票に記入されたデータの確認ができなかった場合、当該者はオリジナルの書類及び記入データの根拠となった資料を提出する必要がある。

第13条 職務上、統計調査あるいは国勢調査のデータを取り扱う立場にある者は、その秘密を厳守しなければならない。

第14条 統計調査あるいは国勢調査業務を公的に委任された者は、この任につく業務を有する。これに違反した場合には、刑法第239条の規定に従って処罰を適用する。ただし、行政権が定める例外に該当する場合はこの限りではない。

第15条 所定の期限までに情報を提出しなかった、情報を捏造した、あるいは故意に情報を脱落させた場合、これを違反とみなし、本法に従って10,000から500,000アルゼンティン・ペソの罰金を処すこととする。

第16条 これが市民組織あるいは商業組織の場合、法人格の有無を問わず、本法に関する違反行為の責任者は、当該組織の長、幹部、取締役あるいは違反行為を犯した社員本人とする。

罰金計の場合、当該組織が責任の補助をすることができる。

第13条の規定に従って処罰が適用された日から1年以内に、再犯が生じた場合には、刑法第239条に定められた処罰が適用される。また、これとは別途、新たな罰金刑に処する。

第17条 職務特権を利用して、統計あるいは国勢調査の個人情報第三者に不当に公開した、あるいは自らの利益のために使用した、もしくは調査結果を著しく歪曲、脱落せしめた公職者あるいは職員は、職務剝奪に処する他、刑法（第2巻、第5部、第3章）に従って処罰することとする。

暫定規定

第18条 本法公布日から90日以内に、全国統計組織を構成する各種機関は、国家人口統計局の要請に従って、現在実施中の統計調査、職員、設備機器、予算に関する情報を提供しなければならない。

第19条 本法公布日から180日以内に、国家人口統計局は、行政権に対して同局の組織図及び全国統計組織全体の組織図を提案するとともに、各々の管轄区を示すこととする。

第20条 従来の大蔵省人口統計局は、国家人口統計局となり、これに伴い前者の予算、人員、動産、設備及び資料も後者に移行することとする。

第21条 法律第14,046号及び本法と相反する全ての法規定を廃止する。

第22条 本法を通知、公布し、公文書登記局において登記し、保管することを命ずる。

Ongania-Guillermo A. Borda

経済公共事業省
政令第2705/93号

国家人口統計局の組織構造を承認する。

ブエノス・アイレス市、1993年12月29日

政令第1831/93、1669/93、109/93、2042/93及び議定書 S. F. P. 第84/93号を考慮し、
政令第1831/93号によって、経済公共事業省経済企画庁に属し、全国統計組織の統括機関である国家人口統計局は、国家年次統計計画を実施するに当たり、その業務範囲と責任範囲が拡張されたこと、
政令第1669/93号第16条において、「局」と同等あるいはそれ以上の権限を持つ、人材組織担当部局の設立が決定したこと、
その一環として法律第17,622号で、国家人口統計局に全国統計組織に従事する職員の技術専門教育義務を定めていること、
統計業務の実行に当たっては、各種調査や国勢調査を実施する人員体制について細心の計画と、適切な技能開発を目指すアクション・プランが必要であること、
業務の複雑性と規模を考慮すると、政令第2042/93号において承認された国家人口統計局の正規の職制を再編し、等級化する必要があること、
政令第2730/92号12条の内容を修正した政令第109/93号を以て、政令第933/91号第3章(選考制度)に定めた手順で、臨時職員の暫定的職制を正規職制に移行することが承認されたこと、
「キャリア常設委員会」が、1993年9月16日付け議事録において暫定的職制を正規の職制に移行する手順を定めたこと、
「行政改革監視執行委員会」が、議定書第91/93号を以て、国家人口統計局の暫定的職制にある臨時職員394名を正職員として再雇用することを承認したこと、
その一環として、各職務の公募を行って、現在、選考段階にあること、
法律第17,622号に定められた各種の定例業務を実施するに当たり、1994年度分の国家人口統計局の暫定的職制の臨時職員を募る必要があること、
本法で定める国家人口統計局における正規職制及び暫定的職制は、1994年度予算に組み込まれた人事計画と一致すること、
「行政改革監視執行委員会」が、その権能の範疇で本件に関与していること、
本法が、アルゼンティン国憲法第86条1項において行政権に付与された権能に適合していること、
以上を鑑み、
アルゼンティン国大統領は、次の内容の政令を公布する。

第1条 ANNEX I, II, III, IVa, IVb, Vとして添付し、本法の一部を構成する国家人口統計局の「組織図」、「目的」、「管轄」、「具体的業務」、「正規職制」、「正規職制とスタッフ」、「職種別給与ランク比較表」に基づき、同局の組織構造を承認する。

第2条 ANNEX IVc, IVd, として添付し、本法の一部を構成する国家人口統計局の臨時職員に関わる暫定的職制を承認する。

第3条 第1条及び第2条において承認した職制は、1994年1月1日から効力を発することとする。

第4条 上に承認する正規職制及び暫定的職制に付与された権能は、予算法を以て1994年度予算に組み込まれた時点で初めて効力を発する。

第5条 正規職制の効力が生じる日から起算して30日以内に、国家人口統計局長は、本法で承認した組織構造の実現に必要な人員の配属を行うこととする。

第6条 本法で定める職制の実現に当たって、今回に限り、政令第1887/91号第5条に基づいて、国家人口統計局は政令第435/90号27条に定められた諸規制を排することができる。

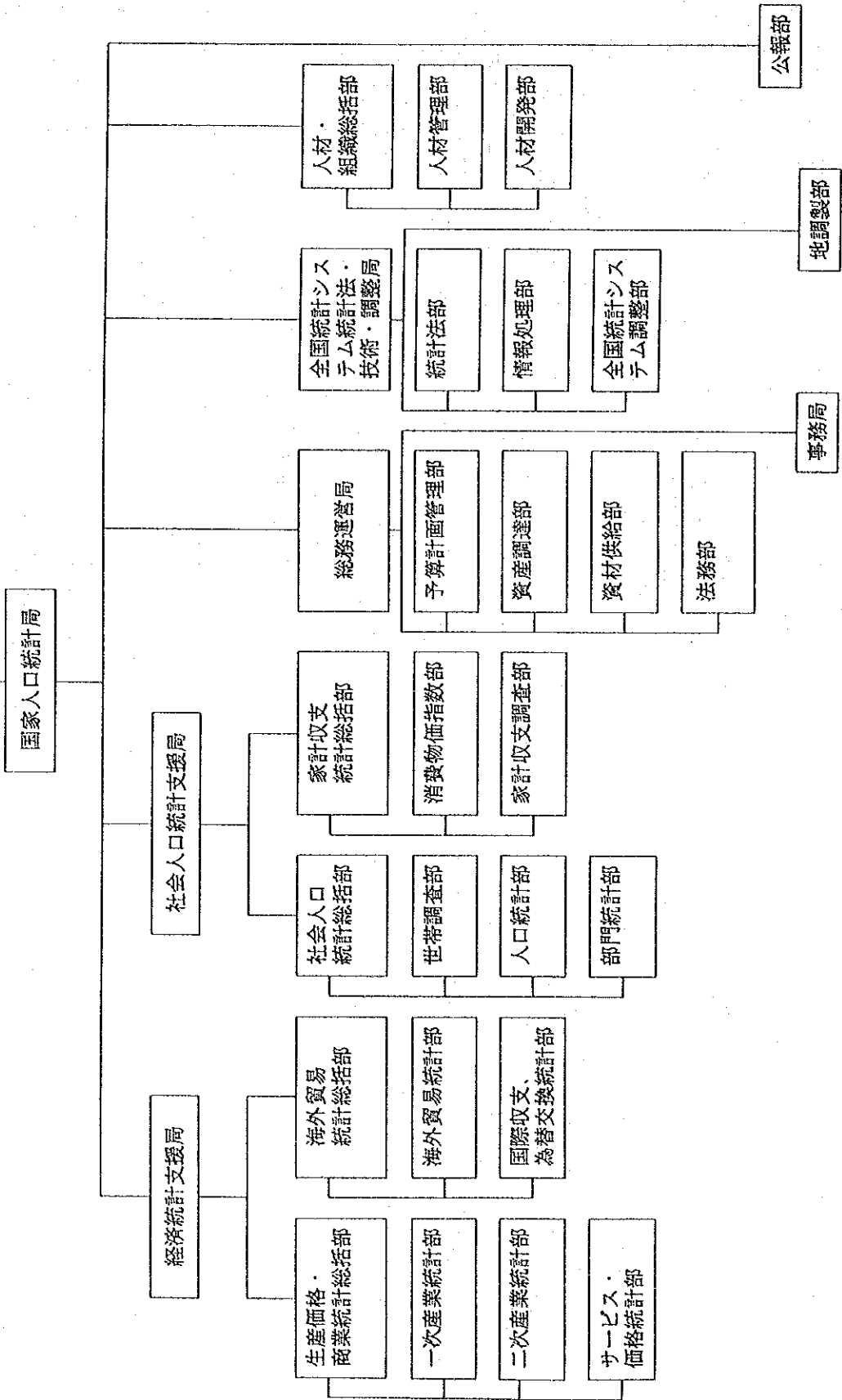
第7条 本法の実行に当たって発生する経費は、経済公共事業省管轄項目50号の特殊予算から支出することとする。

第8条 本法の効力が発する日から政令2042/93号を廃することとする。

第9条 本法を通知、公布し、公文書登記局において登記し、保管することを命ずる。

MENEM-Domingo F. Cavallo

経済企画庁へ



国家人口統計局

<目的>

国内で実施される全ての公的統計事業の方針を統一し、その指導に当たる。

統計規定の統一と業務の分散化の原則に従って国、州、市町村の統計事業部と全国統計組織の統括と調整を行うとともに、これを実施する。

法律第17,622号の枠内で国家年次統計計画を策定し、基本的な各種統計情報の収集を独自に、あるいは第三者へ委託して行うことによって同計画の実現を目指す。

経済統計支援局

<管轄>

年次経済統計計画を策定、提案する。同計画の実施方法を検討し、策定、設定すると共に独自あるいは第三者に委託して実現する。全国統計組織の一環として実施される各種経済調査の実施方法を統一する。

<具体的業務>

1. 毎年、経済統計計画を策定すると共に、全国統計組織の「年次統計計画」の策定に参加する。
2. 全国統計組織における経済情報の収集と集計業務を合理化するために必要な各種基準を設定する。
3. 経済農牧業調査及び第一次・二次・三次産業調査、卸売り物価指数、建設費指数の計画、設計、調整、実施に関する技術基準と手順を検討し、業務の指導、監視を行う。
4. 経済統計調査を実施する全国統計組織を構成する各種機関を体系的に支援する。
5. 業務の複雑性あるいは機密性に起因して、中央が実施すべき経済統計調査を実施する。
6. 年次計画に定められた各種業務を、全国統計組織の各構成機関に割り当てる。

生産価格・商業統計総括部

<責任範囲>

一次・二次・三次産業及び世界経済に関する統計調査を設計、計画、調整、実施する。

<具体的業務>

1. 経済農牧業調査、生産・サービス活動に関わる定例調査及び特殊調査を計画、組織、実施する。
2. 物価指数及び物的数量の算定法を検討し、実用化する。
3. 各部門及び分類項目における卸売り物価指数及び建設費指数を算定、公表する。
4. 製造業を始め、各部門における物的生産量の指数を算定する。
5. 国あるいは民間機関が実施する経済指標の算定、あるいはその他の特殊研究調査に協力する。
6. 全国あるいは地方レベルでの生産活動に関する情報収集業務の合理化に向けて必要な提言を行うとともに、全国統計組織の各機関等に対して技術支援をする。更に、統計の理論や方法体系について討議する国内外の技術会議に参加する。

一次産業統計部

<具体的業務>

1. 全国農牧業調査、及び全国、地方あるいは州レベルでの一次産業に関する各種定例・臨時調査を計画、設計、組織、実現する。
2. 全国統計組織の各構成機関に対して、合理的に一次産業情報を収集し、比較可能なデータを確保するのに必要な提言をし、支援する。
3. 農牧業情報に関する統括システムを開発し、実用化する。
4. 公共／民間機関の依頼に基づく特殊調査を実施する。
5. 一次産業の短・中・長期的推移を分析するために必要な各種指標を算定する。

二次産業統計部

<具体的業務>

1. 全国、地方あるいは州レベルでの二次産業に関する各種定例・臨時調査を計画、設計、組織、実現する。
2. 全国統計組織の各構成機関に対して、合理的に二次産業情報を収集し、比較可能なデータを確保するのに必要な提言をし、支援する。
3. 製造業を始め、各部門における物的生産量の指標の更新方法を検討する。
4. 経済情勢を示す各種指標の算定に資する情報を収集・処理する。
5. 公共／民間機関から依頼された特殊統計調査の実施方法を検討する。

サービス・価格統計部

<具体的業務>

1. 全国、地方あるいは州レベルでの三次産業に関する各種定例・臨時調査を計画、設計、組織、実現する。
2. 全国統計組織の各構成機関に対して、合理的に三次産業情報を収集し、比較可能なデータを確保するのに必要な提言をし、支援する。
3. 卸売り物価指数及び建設費指数の算定方法を検討する。
4. 公共／民間機関から依頼された特殊統計調査の実施方法を検討する。

海外貿易統計総括部

<責任範囲>

貿易収支、経常勘定収支、資本収支等の各項目を含む国際収支の算定に必要な基本統計情報の作成を設計、計画、調整、実現する。

国際価格と国際貿易条件を把握するために必要な調査方法を検討し、実施する。

<具体的業務>

1. アルゼンティンの国際収支及び国際貿易に関わる基本統計調査の実施方法を検討し、実施する。
2. 税関管理局の情報に基づいて、現行の国際分類法に従ってアルゼンティンの国際貿易統計調査を行う。
3. サービス勘定実績、財政サービス、及び国際収支資本に関して、独自あるいは全国統計組織の各構成機関を介して調査する。
4. 国際貿易条件と国際価格を把握するための調査基準と調査方法を検討し、決定する。
5. 主要国際統計情報を収集、編集、処理する。

海外貿易統計部

<具体的業務>

1. 税関管理局の情報に基づき、現行の国際分類法に従ってアルゼンティンの国際貿易統計調査を計画、組織、実施する。
2. 通関報告書の受領分と不足分のリストを保管・更新すると共に、データの精度を管理する。
3. 公共／民間機関の依頼に基づいて実施する特殊貿易調査の実施方法を検討する。
4. アルゼンティン国際貿易に関する事前報告書を作成すると共に、月次統計データ、累計データを作成する。
5. 国際貿易を示す各種指数の算定方法を検討する。
6. 税関管理局が国際貿易関連の調査と情報処理システムを設計する際、必要な技術支援を行う。

国際収支、為替交換統計部

<具体的業務>

1. 国際収支報告書を作成する際に必要となる基本統計情報の収集・処理業務を計画、設計、実施する。
2. 全国統計組織を構成する各機関の間で、サービス勘定、財務勘定、国際収支資本に関する基本情報調査の業務調整をする。
3. 我が国の国際貿易条件を把握するための調査方法を検討する。
4. 国際価格に関するデータベースを構築し、これを適宜管理する。
5. 政策の決定材料に資するための国際取引及び価格に関する統計情報を収集、編集、処理する。

社会人口統計支援局

<責任範囲>

社会人口年次統計計画を策定、提案する。同計画の実施方法を定めると共に、各種会社人口統計調査の計画、設計し、独自あるいは第三者に委託してこれを実施する。

全国統計組織の一環として実施される各種社会人口統計調査の実施方法を統一する。

<具体的業務>

1. 社会人口統計調査計画を毎年策定すると共に、全国統計組織の国家年次統計計画の策定に参加する。
2. 全国統計組織の社会人口情報の収集・集計業務を合理化するために必要な各種基準を検討する。
3. 人口・住宅に関する全国調査、世帯調査、家計収支調査、消費者物価指数調査の計画、設計、調整、実施に向けて必要な技術基準と手順を検討すると共に、業務の実施状況を管理する。
4. 社会統計調査、厚生／教育／少数派問題／婦人問題／障害者に関する指標調査の設計、計画、実施、分析業務において全国統計組織の各機関に技術支援を行う。
5. 世帯調査、社会指標、家計収支調査、消費者物価指数調査の計画、設計、及び実施に向けた技術基準及び手順を検討し、実施状況を管理する。
6. 社会指標調査、特に貧困状況の把握に関する調査の計画、設計、実施に向けて、技術基準と手順を検討する。

社会人口統計総括部

<責任範囲>

人口及び社会部門の基本統計調査を計画、設計し、独自あるいは第三者に委託してこれを実現するための関連業務を設計、計画、実施する。

<具体的業務>

1. 人口・住宅に関する全国調査の実施方法を設計し、全国調査のデータ及び記録をもとに人口の分析業務を行う。
2. 定例世帯調査を計画、実施すると共に、世帯の社会経済状況を把握するための追加調査の実施方法を検討する。
3. 職種、社会層等を基準に社会の分類法を検討し、実用化する。
4. 婦人、青少年、高齢者、障害者等に関連する各種統計調査の実施方法を検討し、実用する。
5. 「現在十分に満たされていない基本的ニーズ」に関する調査方法と指標の算定方法を検討する。
6. 社会統計調査の設計、計画、実施、分析において、全国統計組織の各機関に対して体系的に支援する。

世帯調査部

< 具体的業務 >

1. 定例世帯調査の計画、設計、書式、実行に関わる技術基準及び手順を検討する。
2. 世帯に関する追加社会調査の基準を検討、実用化する。
3. 収集情報の判読、分析、評価を行う。
4. 利用者の要請に基づく情報サービスの提供手段を考案し、実用化する。
5. 州統計事業部が実施する定例世帯調査の情報収集と処理方法を検討する。
6. 世帯調査実施に関連して全国統計組織の各機関に技術支援を行う。

人口統計部

< 具体的業務 >

1. 人口・住宅全国調査の実施方法を検討し、収集情報の分析を行う。
2. 総人口及び労働人口を推定する。
3. 「十分に満足されていない基本的ニーズ」の各種指標調査の実施方法を検討する。
4. 利用者の要請に基づいて情報サービスの提供手段を考案し、実用化する。
5. 社会統計分類法を検討し、実用化する。

部門統計部

< 具体的業務 >

1. 州レベル及び全国レベルで、社会統計の統括システムの確立に向けた情報収集システムの開発と実用化に参加する。
2. 社会統計のシステム化と総括に関与する。
3. 利用者の情報需要に応じる手段を考案し、実用化する。
4. 全国統計組織による社会情報の収集業務を合理化、総括するための各種基準の設定に関与する。

家計収支統計総括部

< 責任範囲 >

家計収支及び消費者物価指数に関わる統計調査を計画、設計し、独自あるいは第三者に委託して実施するための関連業務を設計、計画、実施する。

< 具体的業務 >

1. 全国の各都市における家計収支調査の実施方法を設計、計画、実施する。
2. 各社会層の消費状況に関する情報を収集し、分析する。
3. 所得水準及び貧困水準を示す各種指標の算定方法を検討し、実用化する。

4. 消費者物価指数の算定方法を検討し、実用化する。
5. 管轄業務について全国統計組織の他の構成機関を支援する。

消費物価指数部

<具体的業務>

1. 消費者物価指数の算定方法を決定する。
2. 各種物価指数を算定するのに必要な商品・サービス価格調査を実施する。
3. 収集情報を評価、処理して月次消費者物価指数を算定する。
4. 利用者の情報需要に応じるための手段を考案し、実施する。
5. 各種物価指数の調査において各州統計事業部を支援する。

家計収支調査部

<具体的業務>

1. 全国の各都市における家計収支調査の実施方法を設計し、実施する。
2. 社会層別の商品・サービス消費状況に関する情報を収集、評価する。
3. 所得水準及び貧困水準を示す各種指標の算定方法を検討、実用化する。
4. 利用者の情報需要に応じる手段を考案し、実用化する。
5. 家計収支調査の実施に関連して全国統計組織の各機関を支援する。

全国統計システム統計法・技術・調整局

<責任範囲>

国家人口統計局の目的達成に必要な全ての科学・技術情報の収集と提供という基本概念のもとに、統計法の開発と標準化、及び各種調査、アンケート、記録から得られた情報の処理方法を設計、計画、実施する。国家年次統計計画の調整、フォローアップ及び管理に必要な各種情報の収集過程において、全国統計組織を構成する中央及び地方の各種機関の業務を調整する。

統計業務を実施している各種国際機関及び外国機関とアルゼンティン政府が共同で実施している技術、科学及び情報処理活動に参加する。

<具体的業務>

1. 各種調査、アンケート、行政登録に関連して国家人口統計局の各部所及び全国統計組織の構成機関で使われる統計方法や手順を検討し、実用化する。
2. 方法論的な各種基準、推定方法及び推定量を設計し、実用化する。
3. 一般市民向けの資料センターを、国家人口統計局の内部業務支援の意味も含めて設計し、設立する。
4. 「業務分担」の原則に従って国家人口統計局及び全国の情報処理体制を計画し、データベ

スを構築すると共に、情報の標準化を図る。

5. ハード／ソフト面での技術革新計画を策定すると共に、情報の統括に向けてコンピュータ・システムの刷新を図る。
6. 国家年次統計計画の調整、フォローアップ、管理体制の集中化を図る。
7. 国家人口統計局が受入れる、あるいは提供する統計技術協力調査団の業務調整とフォローアップを行う。
8. 全国統計組織の技術調整を行う。
9. 全国及び州レベルのデータバンクと全国情報システムの開発を調整する。

統計法部

<具体的業務>

1. 方法論的な各種基準、推定方法、推定量の調査と開発を行い、これを国家人口統計局内及び全国統計組織に応用する。
2. 各種調査、アンケート、登記で収集したデータの範囲と精度評価プログラムを検討、開発する。
3. 時系列統計方法を開発、実用化する。
4. 公共／民間の研究所との共同研究プロジェクトを推進する。
5. 各種統計情報プログラムの実用性を評価し、国家人口統計局及び全国統計組織での実用化を技術的に支援する。

情報処理部

<具体的業務>

1. 全国統計組織のユーザーを対象とした、ハード／ソフト面及び情報処理方法の標準化における技術支援を計画、調整、実施する。
2. 各種業務プログラムにおけるハード／ソフト面での新技術導入の可能性を検討、提案、支援する。
3. 情報処理機器の維持管理を行う。
4. 情報処理プログラムの最適化に向けて既存ソフトを随時更新する。
5. 一般市民が利用でき、国家人口統計局内部のユーザー支援としても利用できる統計資料センターを設計、設立、実施する。
6. 国家人口統計局内の通信システムを管理する。

全国統計システム調整部

<具体的業務>

1. 全国統計組織の各機関と共に年次統計計画の策定を調整し、これに含まれる業務を技術的に監視、管理する。
2. 年次統計計画で比較可能なデータを得られるべく、定義、基準、分類法の統一化を図る。
3. 年次統計計画に含まれる各種統計調査の進捗状況報告書を半年ごとに作成する。
4. 年次統計計画の継続性と現行性を保証すべく、全国統計組織に新たな国家機関を統合することを検討し、提案する。

地図調製部

<具体的業務>

1. 全国統計組織で使用する各種地図の作製と更新基準を定める。
2. 全国統計組織の各機関の各種地図作製時に技術指導と支援をする。
3. 連邦首都で実施する各種調査に使用する地図を作製する。
4. 地理関連情報統括システムの実用化を調整する。
5. 地図製作の自動化を促進する。

人材・組織統括部

<管轄>

年次統計計画において効率的な情報収集ができるよう、全国統計組織の人材育成計画を策定、設計し、実施する。国家人口統計局職員の生産性向上、労働環境整備、技能向上を目指して、人事政策及び業務規定、管理職計画、労働環境、及び組織計画・設計の各業務を管理する。

<具体的業務>

1. 組織計画及び人事管理に使う情報システムの管理と更新を行うと共に、給与の適切な支払いを管理する。
2. 組織の分析、計画、設計を管理する。その結果、必要と判断される組織構造の変更を提案する。
3. 職制の調査、評価体制を更新すると共に、業務の手順、流れの見直しを行い、必要な改善策を提案する。
4. 国家人口統計局各部所の効率化と、ユーザーへの対応改善計画に参加し、技術的支援を行う。
5. 各職員の個人ファイルとデータベースを随時更新し、保管する。
6. 正職員の募集、選考、雇用、キャリア・プラン、技能向上に関わる各種業務を管理し、技術的に支援する。また、各種調査、アンケート、記録業務に従事する臨時職員の選考、教育、雇用を管理する。

7. 国家人口統計局正職員の「年次査定制度」を管理する。
8. 国家人口統計局及び全国統計組織の職員を対象とした技術・職能研修を計画、調整、実施すると共に、「全国経営者組織」の枠内で人材育成活動を行う。
9. 各種合意や協定の管理と交渉において組合代表者と随時関係を保つ。
10. 「キャリア常設委員会」の代表者に技術的支援をする。

人材管理部

<具体的業務>

1. 職員の個人ファイルとデータベースを作成、更新する。何らかの変更があった場合にその通知を受ける、あるいはその旨の情報を提供する。
2. 給与及びその他の報酬金（追加金、ボーナス、補助金、報奨金）の精算状況に関する情報を管理する。
3. 職員の勤務状況、職員の権利・義務規定（免許、奨学金、罰則等）の遵守状況を管理すると共に、担当区域に関する情報を分析する。
4. 雇用、退職、配属、昇格等を含めた各種の人事管理計画を策定する。
5. 人材管理業務に関わる各種指標を算定する。
6. 国家人口統計局の職員を対象とした医療サービスの提供と、衛生・労災規定の適用を管理する。

人材開発部

<具体的業務>

1. 国家人口統計局の各種業務に従事する職員、あるいは定例・臨時調査の調査員を対象とした職務、業務内容、新入社員の募集と選考状況を分析、評価する。
2. 「勤務評価」において関連当局と評価委員会をサポートし、評価結果を管理する。
3. 「国家経営者組織」の枠内で、国家人口統計局が正職員を対象に実施する人材育成計画の調整、宣伝と参加者のフォローアップを行う。
4. 国家人口統計局正職員の技能向上とキャリア・プランを計画、実施すると共に、随時、関連データベースを更新する。
5. 国家人口統計局の正職員／臨時職員の給与に関する分析報告書を作成する。

総務運営局

<管轄>

国家人口統計局が実施する定例あるいは定期的調査に対する資材供給支援を行う意味で、同局の経済、財務、資産、法務及び資材供給業務の設計、計画、実施を担当する。

<具体的業務>

1. 統計調査に必要な資機材の種類と数量を特定化し、資材供給計画を設計、策定、実施する。
2. 定例調査や特殊調査を円滑に実施、展開できるよう、国及び州レベルでの各機関との業務調整を行い、その進捗状況を管理する。
3. 年間予算計画の策定、及び予算の貸越勘定の計画、分析、管理を支援する。
4. 国家人口統計局の会計業務、収支報告書の作成、各種経費の精算、商品・サービスの購入の売却、資産管理を行う。
5. 運営業務、契約業務、人事、その他の実務、特に法律第17,622号と政令第3110/70号とその修正規定に関する法務を支援する。
6. 国家人口統計局を代表して法的文書に回答すると共に、司法権から要請のあった統計情報を提供する。

予算計画管理部

<具体的業務>

1. 国家人口統計局の年間予算計画案とその修正案を策定する。
2. 承認済み予算計画の管理を行い、その進捗状況を分析、報告する。
3. 会計業務、収支報告書の作成、諸経費の精算、財源の収支管理を行う。
4. 予算計画、実施に関わる情報システムを維持管理する。

資産調達部

<具体的業務>

1. 同局の業務に必要な商品・サービスの調達、契約業務を担当する。
2. 同局が保有する資産の棚卸しと目録の管理を行うと共に、現行規定に基づいて保管責任者を任命する。
3. 各部署の業務に必要な消費財を適宜、適切な方法で供給する。
4. 設備機器の維持管理に必要な手続きや契約を行い、これを監視する。
5. (資機材の) サプライヤー・リストを管理し、サービス状況を監視すると共にサービス状況に関する報告書を作成し、サプライヤーから送られてくる請求書管理を行う。

資材供給部

<具体的業務>

1. 各種調査やアンケートの目的と方法に応じて、資材供給計画を設計、策定、実施、管理する。
2. 各種調査やアンケートの実施に必要な資機材の種類、数量、コストを決定する。
3. 各種調査やアンケートを円滑に実施できるよう、全国統計組織の各機関やその他の国及び州

の機関と業務の調整を行う。

4. 国家人口統計局の各種業務計画に基づいて、資材の生産、配分、返却スケジュールを策定すると共に、これの実施状況を管理する。
5. 各種アンケートの予算計画を策定する際、必要資材に関わる経費の算定に参加する。

法務部

<具体的業務>

1. 国家人口統計局の実務に関連して生じる法律問題を担当する。
2. 法律第19,549号に基づいて、同局の運營業務に関連した法的な報告書を発行する。
3. 上位機関に提出する法律、政令、議定書の原案の作成に参加する。
4. 当局からの要請に基づいて各種概略報告書およびレジメを作成する。
5. 国家人口統計局を代表して法的文書に回答すると共に、司法権から要請のあった統計情報を提供する。

事務局

<具体的業務>

1. 国家人口統計局の受付カウンターを管理し、当局内外の書類や郵便物の出入り状況を記録する。
2. 国家人口統計局の証明書及び書類を外部に発行する際、必要手続きを行う。
3. 局長の業務を公文書化、記録、証明すると共に、関係者に通知する。
4. 国家人口統計局首脳部から依頼された運營業務を代行する。
5. 同局に関連のある官報、法律、政令、議定書のファイルを管理する。

公報部

<管轄>

国家人口統計局及び全国統計組織が作製した統計データ、分析データの公報活動を設計、計画、実施する。

<具体的業務>

1. 情報の需要、製品の定義、販売体制、統計情報の商品化に関する考え方を考慮した統計情報の公報計画を策定し、実施する。
2. 情報処理機器を利用した統計情報の公報計画を策定、実施すると共に、全国統計組織で使用するフォーマット、内容等の標準化を提案する。
3. 国家人口統計局の業務に関連した組織公報戦略を策定し、実施する。
4. 国内外の各種機関との情報交換計画を策定、実施すると共に、第三者に要請のあった統計情

報を提供する。

5. 「利用者センター」の業務を調整すると共に、同局が提供するサービスの品質管理を行う。
6. 同局の刊行物や、情報収集業務に必要な資材の印刷を計画、実施、管理する。

正規職制

一般分類 政令 993/91 号に基づく職員リスト

管 轄： 経済公共事業省

事務局： 経済企画庁

機 関： 国家人口統計局

部署	レベル	A	B	C	D	E	F	小計	合計
国家人口統計局首脳部		2	3	3	3	4		15	15
経済統計支援局		1	3	2	2	1		9	9
生産価格・商業統計総括部		2	3	2	1			8	236
一次産業統計部		1	1	16	15	3		36	
二次産業統計部			2	21	50	48		121	
サービス・価格統計部			1	7	17	46		71	
海外貿易統計総括部		1	2	2	2			7	91
海外貿易統計部			1	9	38	21		69	
国際収支、為替交換統計部			2	7	4	2		15	
社会人口統計支援局		2	2	8	3	1		16	16
社会人口統計総括部		1	1	3	1			6	115
世帯調査部			2	21	36	13		72	
人口統計部			1	13	8	1		23	
部門統計部			1	9	2	2		14	
家計収支統計総括部		1	1	1	1			4	80
消費物価指数部			1	8	12	46		67	
家計収支調査部			1	6	1	1		9	
全国統計システム統計法・ 技術・調整局		2	3	3	1			9	123
統計法部		1	1	7	4			13	
情報処理部			3	25	30	10		68	
全国統計システム調整部			2	5	1	3		11	
地図調製部			1	8	11	2		22	

部署	レベル	A	B	C	D	E	F	小計	合計
輸送部									
人材・組織総括部		1	2	1	1			5	49
人事管理部			1	2	7	6		16	
人材開発部			1	11	10	6		28	
総務運営局 予算計画管理部		1	2 1	4 8	4 12	1 16		12 37	161
資産調達部			1	1	12	13	1	28	
資材供給部			1	7	25	32		65	
法務部			1	6	2			9	
事務局				1	3	6		10	
公報部		1	2	13	23	26		65	65
合計		17	50	240	342	310	1	960	960

正規職制とスタッフ

管 轄： 経済公共事業省

事務局： 経済企画庁

機 関： 国家人口統計局

政令 993/91 号に基づく職員リスト

部署	職種別合計	一般職	技術職	合 計	スタッフ
国家人口統計局首脳部	15			15	
経済統計支援局	9			9	
生産価格・商業統計総括部	236			236	
海外貿易統計総括部	91			91	
社会人口統計支援局	16			16	
社会人口統計総括部	115			115	
家計収支統計総括部	80			80	
全国統計システム統計法・技術・調整局	123			123	
人材・組織総括部	49			49	
総務運営局	161			161	
公報部	65			65	
合計	960			960	

職種別給与ランク比較表

管 轄： 経済公共事業省

事務局： 経済企画庁

機 関： 国家人口統計局

職員リスト	以 前		現在		
	準拠規定	等 級		人 数	
政令第 993/91 号	政令第 2042/93 号	正職員			
		A-2	7		7
		A-1	3		3
		A-0	1		7
		B-2	20		20
		B-1	6		6
		B-0	1		24
		C-3	23		23
		C-2	63		63
		C-1	25		25
		C-0	11		129
		D-4	1		1
		D-3	10		10
		D-2	65		65
		D-1	67		67
		D-0	23		199
		E-4	13		13
		E-3	30		30
E-2	47	47			
E-1	77	77			
E-0	19	143			
F-2	1	1			
CECRA 議定書 第 103/93 号	臨時職員の暫定的職制				
	B-0	3		5	
	C-0	44		55	
	D-0	23		15	
	E-0	117		122	
人口と住宅に関わる国勢調査に 従事する臨時職員の暫定的職制	人口と住宅に関わる国勢調査に 従事する臨時職員の暫定的職制				
	B-0	10		17	
	C-0	123		80	
	D-0	243		120	
	E-0	364			
	F-0	50			
職員合計		1490	1374		

管轄 50: 経済公共事業省
事務局: 経済企画庁
機関: 国家人口統計局

臨時職員の暫定的職制 (1994 年に実施した国勢調査において雇用)
目的 1 - 職務 9 - 管轄 50 - 計画 19 - 中央行政

機関	検査状況	業務内容	報酬 (月額または 時間給)	政令 993/91 号に基づく 等級	1日/1週 当たりの 労働時間	職務数 と時間 (年間)	雇用予定期間 (自-至)
INDEC	暫定	住宅調査用標準サンプル作成に参加する	980	C	8	4	1/1/94 31/12/94
INDEC	暫定	州レベルでの地図更新と標準サンプル設計を支援する	980	C	8	10	1/1/94 31/12/94
INDEC	暫定	91 年度国勢調査結果に基づく社会人口データ系列に関わる作業チームの統括	980	C	8	3	1/1/94 31/12/94
INDEC	暫定	標準サンプルにおける住宅サンプルの定義付けに協力する	700	D	8	13	1/1/94 31/12/94
INDEC	暫定	職業、部門、地理データのコード付け作業を監視する	700	D	8	17	1/1/94 31/12/94
INDEC	暫定	地理情報システムのオペレーションを行う	700	D	8	16	1/1/94 31/12/94
INDEC	暫定	調査票に基づくデータ入力を管理する	700	D	8	8	1/1/94 31/12/94
INDEC	暫定	人口と住宅に関する国勢調査のデータの照合と評価を行う	700	D	8	26	1/1/94 31/12/94
INDEC	暫定	職業、部門、地理データのコード付け作業を行う	420	E	7	110	1/1/94 31/12/94
INDEC	暫定	住宅管理計画に使用するための(判読困難)に関する名簿管理を行う	420	E	7	10	1/1/94 31/12/94

ANNEX IVc 小計 217

機関	検査状況	業務内容	報酬 (月額または 時間給)	政令 933/91 号に基づく 等級	1日/1週 当たりの 労働時間	職務数 と時間 (年間)	雇用予定期間 (自-至)
INDEC	暫定	家計収支調査見直し方法を検討する	1512	B	8	2	1/1/94 31/12/94
INDEC	暫定	卸売り物価指数見直し作業において主題別に支援する	1512	B	8	1	1/1/94 31/12/94
INDEC	暫定	国際収支統計の作成において主題別に支援する	1512	B	8	2	1/1/94 31/12/94
INDEC	暫定	世帯調査の質問項目の検討と調査票の作成作業に参加する	980	C	8	4	1/1/94 31/12/94
INDEC	暫定	卸売り物価指数の作成調査チームを構成する	980	C	8	4	1/1/94 31/12/94
INDEC	暫定	家計収支調査の実施方法検討チームを構成する	980	C	8	10	1/1/94 21/12/94
INDEC	暫定	家計収支調査用サンプルにかかわる作業チームを構成する	980	C	8	8	1/1/94 31/12/94
INDEC	暫定	家計収支調査の調査員養成計画を策定し、指示書を作成する	980	C	8	2	1/1/94 31/12/94
INDEC	暫定	家計収支調査に関わる情報処理プログラムを開発し、戦略を検討する	980	C	8	4	1/1/94 31/12/94
INDEC	暫定	通信網を設計し、各州との連結を管理、調整する	980	C	8	6	1/1/94 31/12/94
INDEC	暫定	国際収支統計調査について必要な側面から支援する	980	C	8	4	1/1/94 21/12/94
INDEC	暫定	家計収支調査で収集したデータの品質管理方法を検討する	980	C	8	4	1/1/94 31/12/94
INDEC	暫定	卸売り物価指数作成時の情報処理プログラムの開発に参加する	980	C	8	5	1/1/94 21/12/94
INDEC	暫定	家計収支調査で使用する主要資材の管理と調整方法および実施体制の検討に参加する	980	C	8	4	1/1/94 31/12/94
INDEC	暫定	国際貿易情報の入力作業を監視する	700	D	8	4	1/1/94 21/12/94
INDEC	暫定	新規家計収支調査の作業チームを構成する	700	D	8	8	1/1/94 31/12/94
INDEC	暫定	卸売り物価指数の実施作業チームを構成する	700	D	8	3	1/1/94 21/12/94
INDEC	暫定	調査員として現地調査を行う	420	E	7	103	1/1/94 31/12/94
INDEC	暫定	国際貿易情報の入力作業を行う	420	E	7	19	1/1/94 21/12/94
						ANNEX IVd 小計	107
						ANNEX IVe 小計	217
						合計	414

JICA

1